

# 職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和 4 年 10 月

広島県人事委員会



## はじめに

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。





令和4年10月4日

広島県議会議長 中本隆志様  
広島県知事 湯崎英彦様

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

## 職員の給与等について

地方公務員法第8条，第14条及び第26条の規定に基づき，一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し，あわせて，給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに，人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し，その実現のために所要の措置を講じられるとともに，報告の中で触れた諸課題について，解決に向けた取組を進められることを希望します。



# 目 次

(別紙1)

<b>職員の給与に関する報告</b>	給与報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数及び職員構成		1
(2) 平均年齢, 年齢階層別職員構成及び平均経験年数		2
(3) 学歴別職員構成		3
(4) 平均給与月額		4
2 民間給与の状況		4
(1) 職種別民間給与実態調査		4
(2) 給与改定等の状況		5
(3) 初任給の状況		6
3 職員給与と民間給与との比較		6
(1) 月例給		6
(2) 特別給		7
4 職員給与と国家公務員給与との比較		8
5 物価及び生計費		8
6 人事院の給与勧告等		8
7 結び		9
(1) 令和4年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定		9
(2) 給与制度をめぐる諸課題		10
(3) 給与勧告実施の要請		12

(別紙2)

勸告	1
----	---

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	人事報告 1
1 人材の確保・育成等	1
(1) 多様で有為な人材の確保	1
(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進	2
(3) 人材育成	2
(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり	3
2 働き方改革と勤務環境の整備	4
(1) 時間外勤務の縮減等	5
(2) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進	7
(3) テレワーク等の新しい働き方の推進	8
3 職員の健康管理等	8
(1) 職員の健康管理	8
(2) ハラスメントの防止	9
(3) 長距離・長時間通勤の解消	9
4 高齢層職員の雇用と定年引上げ	10
5 不祥事防止に向けた取組の徹底	10

(別添資料)

#### 人事院の給与勧告等の概要

給与勧告の骨子	別添 1
公務員人事管理に関する報告の骨子	2



# 職員の給与に関する報告



## 職員の給与に関する報告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

### 1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含み、再任用職員等を除く。以下同じ。）の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

#### (1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は23,246人で、昨年に比べ80人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の50.4%を占め、以下、行政職25.1%、公安職22.1%、医療職1.2%、研究職1.2%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比

(単位：人)

区分 給料表	職員数			令和4年 職員構成比
	令和4年4月	令和3年4月	増減	
全給料表	23,246	23,326	△80	100.0%
行政職給料表	5,841	5,832	+9	25.1%
公安職給料表	5,146	5,152	△6	22.1%
教育職給料表(二)(ロ)	3,815	3,920	△105	50.4%
教育職給料表(三)(イ)	7,900	7,878	+22	
研究職給料表	268	271	△3	1.2%
医療職給料表(一)	43	45	△2	1.2%
医療職給料表(二)	149	147	+2	
医療職給料表(三)	84	81	+3	

(注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による（以下、第6表までについて同じ。）。  
2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下の各表において同じ。）。

## (2) 平均年齢、年齢階層別職員構成及び平均経験年数

職員の平均年齢は、第2表のとおり、40.5歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者（研究員等）で44.2歳、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者（保健師等）で37.0歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、55歳以上の年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、25歳から39歳までの各年齢階層が増加している。

また、職員の平均経験年数は、第4表のとおり、18.7年である。これを給料表別にみると、平均経験年数が最も長いのは研究職給料表の適用者で21.5年、最も短いのは医療職給料表(三)の適用者で14.2年となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区分 給料表	平均年齢		
	令和4年4月	令和3年4月	増減
全給料表	40.5	40.8	△0.3
行政職給料表	42.5	42.7	△0.2
公安職給料表	38.3	38.2	+0.1
教育職給料表(二)(甲)	42.6	43.0	△0.4
教育職給料表(三)(イ)	39.2	39.8	△0.6
研究職給料表	44.2	43.9	+0.3
医療職給料表(一)	39.7	39.0	+0.7
医療職給料表(二)	42.5	41.9	+0.6
医療職給料表(三)	37.0	36.9	+0.1

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年齢階層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
令和4年4月	8.7	14.2	13.8	11.9	10.5	12.2	13.2	15.4
令和3年4月	8.8	13.8	13.5	11.3	10.5	12.7	13.2	16.3
増減	△0.1	+0.4	+0.3	+0.6	0.0	△0.5	0.0	△0.9
参考 平成24年4月	5.0	9.5	9.3	11.0	12.0	15.9	20.8	16.5

■第4表 給料表別平均経験年数

(単位：年)

区分 給料表	平均経験年数		
	令和4年4月	令和3年4月	増減
全給料表	18.7	18.9	△0.2
行政職給料表	20.8	21.1	△0.3
公安職給料表	18.1	17.9	+0.2
教育職給料表(二)(ロ)	20.1	20.5	△0.4
教育職給料表(三)(イ)	16.8	17.3	△0.5
研究職給料表	21.5	21.2	+0.3
医療職給料表(一)	16.0	15.4	+0.6
医療職給料表(二)	18.0	17.6	+0.4
医療職給料表(三)	14.2	14.2	0.0

(3) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は、第5表のとおり、大学卒が82.5%と最も多く、次いで高校卒12.3%、短大卒5.3%、中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、大学卒が0.4ポイント増加し、短大卒及び高校卒は減少している。

【説明資料 第2表参照】

■第5表 給料表別学歴別職員構成比

(単位：%)

区分 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
		増減		増減		増減		増減
全給料表	82.5	+0.4	5.3	△0.1	12.3	△0.2	0.0	0.0
行政職給料表	71.2	+0.9	9.2	△0.1	19.6	△0.8	—	—
公安職給料表	63.3	+0.3	4.0	+0.1	32.7	△0.4	0.0	0.0
教育職給料表(二)(ロ)	96.2	+0.1	3.3	△0.1	0.5	0.0	—	—
教育職給料表(三)(イ)	95.6	+0.3	4.4	△0.3	0.0	0.0	—	—
研究職給料表	99.6	0.0	—	—	0.4	0.0	—	—
医療職給料表(一)	100.0	0.0	—	—	—	—	—	—
医療職給料表(二)	94.6	0.0	5.4	0.0	—	—	—	—
医療職給料表(三)	98.8	0.0	1.2	0.0	—	—	—	—

(注) 「増減」は令和3年4月からの増減である。

#### (4) 平均給与月額

職員の本年4月における平均給与月額は、第6表のとおり、385,444円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者(医師等)で816,151円、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者で326,489円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では0.4%(1,541円)減少しており、これを給料表別にみると、減少率が最も高いのは教育職給料表(三)(イ)の適用者(小中学校の教諭等)となっている。

【説明資料 第3表参照】

■第6表 職員1人当たりの平均給与月額 (単位：円)

区分 給料表	平均給与月額			
	令和4年4月	令和3年4月	増減額	増減率
全給料表	385,444	386,985	△1,541	△0.4%
行政職給料表	372,999	375,377	△2,378	△0.6%
公安職給料表	370,314	368,603	+1,711	+0.5%
教育職給料表(二)(ロ)	418,540	419,783	△1,243	△0.3%
教育職給料表(三)(イ)	386,323	389,110	△2,787	△0.7%
研究職給料表	406,971	405,930	+1,041	+0.3%
医療職給料表(一)	816,151	820,804	△4,653	△0.6%
医療職給料表(二)	372,115	369,977	+2,138	+0.6%
医療職給料表(三)	326,489	324,661	+1,828	+0.6%

## 2 民間給与の状況

### (1) 職種別民間給与実態調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,246の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法(調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選び出す抽出方法)によって抽出した343事業所について、令和4年

職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施した。

なお、本年の調査は、一昨年、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑みて病院を調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種約14,000人及び研究員、教員等の32職種約500人について、各民間企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等を詳細に調査した。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、84.8%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

【説明資料 第13表参照】

## (2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第7表及び第8表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は36.5%（昨年28.5%）であり、昨年に比べ8.0ポイント増加している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は90.0%（同90.5%）であり、昨年に比べ0.5ポイント減少している。

■第7表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

区 分 役職段階		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
		係 員	令和4年調査	36.5	10.4
	令和3年調査	28.5	18.3	1.0	52.1
課長級	令和4年調査	26.2	12.0	0.3	61.5
	令和3年調査	21.2	17.0	1.1	60.7

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第8表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

区 分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係 員	令和4年調査	91.5	90.0	25.9	3.6	60.5	1.5	8.5
	令和3年調査	90.5	90.5	13.4	9.6	67.6	—	9.5
課長級	令和4年調査	81.6	79.2	20.6	3.1	55.5	2.4	18.4
	令和3年調査	80.8	79.3	11.7	7.2	60.4	1.5	19.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

### (3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第9表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で49.1%（昨年34.5%）、高校卒で21.1%（同19.9%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で32.7%（同38.7%）、高校卒で35.0%（同36.4%）であり、昨年に比べ大学卒は6.0ポイント減少し、高校卒は1.4ポイント減少している。一方、据え置いた事業所の割合は大学卒で66.5%（同61.3%）、高校卒で62.3%（同62.0%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は5.2ポイント、高校卒は0.3ポイント増加している。

【説明資料 第14表，第15表参照】

■第9表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

区 分 学 歴		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	令和4年調査	49.1	(32.7)	(66.5)	(0.8)	50.9
	令和3年調査	34.5	(38.7)	(61.3)	—	65.5
高 校 卒	令和4年調査	21.1	(35.0)	(62.3)	(2.7)	78.9
	令和3年調査	19.9	(36.4)	(62.0)	(1.6)	80.1

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。  
2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

## 3 職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給



人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較したところ、第10表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均813円（0.21%）下回っている。

【説明資料 第3表、第16表、第17表参照】

■第10表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
380,249 円	379,436 円	813円 (0.21%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである（ラスパイレス方式）。  
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。  
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,841人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,576人（平均年齢43.2歳）である。

(2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第11表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額の4.41月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給を0.11月分下回っている。

【説明資料 第18表参照】

■第11表 民間における特別給の支給状況

区 分	特別給の支給割合
下 半 期	2.12 月分
上 半 期	2.29 月分
年 間 計	4.41 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

#### 4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和3年地方公務員給与実態調査によれば、令和3年4月1日における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.8(令和2年101.2)であり、前年に比べ0.4ポイント減少している。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は99.5(同100.0)であり、前年に比べ0.5ポイント減少している。

#### 5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数(全国)は、昨年4月に比べ2.5%の増となっている。

また、同局の家計調査における本年4月の消費支出(二人以上の世帯・全国)は、昨年4月に比べ1.2%の増となっている。

次に、上記家計調査等を基礎として算定した本年4月の世帯人員別(2人世帯から4人世帯まで)の標準生計費は、第12表のとおりとなっている。

【説明資料 第25表, 第26表参照】

■第12表 標準生計費

区 分	標 準 生 計 費		
	2人世帯	3人世帯	4人世帯
全 国	178,930円	196,090円	213,240円
広 島 市	161,293円	174,189円	187,068円

#### 6 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「職員の給与に関する報告」及び「公務員人事管理に関する報告」を行い、あわせて、給与の改定についての勧告を行った。

この中で、給与改定については、本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を921円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、初任給及び

若年層について俸給月額を引き上げるほか、民間の特別給の支給状況等を考慮して勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げることとされた。

次に、「公務員人事管理に関する報告」については、人材の確保、人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等及び勤務環境の整備について報告された。

これらの概要については、別添資料のとおりである。

## 7 結び

### (1) 令和4年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

#### ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を813円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や初任給の差、人事院の改定の考え方等を踏まえて、初任給を引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

#### イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数（4.30月）が民間事業所における賞与等の特別給（4.41月分）を下回っていることから、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況、他の都道府県の状況等を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げる必要

がある。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

なお、本年、人事院は、支給月数の改定にあわせて、勤務実績をより適切に支給額に反映し得るよう、勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図ることとしている。本県においては、国の改正内容を踏まえて適切に対応するとともに、一般職員及び再任用職員の成績率の設定について、見直しを検討する必要がある。

## ウ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

## (2) 給与制度をめぐる諸課題

### ア 情報職の処遇改善

社会全体の迅速なデジタル化が強く要請されている中で、本県においてもデジタル技術を活用し、行政サービスの質の向上を図っていく必要があるが、その担い手となるデジタル人材の確保が課題となっている。

本県では令和2年度の採用試験から情報職の試験区分を新設し、デジタル人材の採用を行っているところであるが、知事部局において、本県の求めるデジタル人材像の整理やデジタル人材が備えるべきスキルを明確化すること等により、デジタル人材の確保・育成に係る取組の充実を図ることを検討している。

社会全体でデジタル人材が大幅に不足することが見込まれる中で、本県の求めるスキルを有する人材を確保していく必要があるが、民間企業へのヒアリングや他の都道府県における情報職の採用試験の実施状況から、有為な人材の確保がより困難になることを考慮し、その方策の一環として、民間におけるデジタル人材の給与水準の状況等を踏まえ、初任

給調整手当により給与水準の調整を行う必要がある。

具体的には、高度な専門的知識を有する情報職に対して、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から10年以内の期間支給することが適当である。

## イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年、人事院は、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、給与制度のアップデートを図っていくことについて報告している。

具体的には、人材確保や公務組織の活力向上の観点を踏まえた給与水準、専門性等に応じた給与の設定、60歳前及び60歳超職員の給与水準、能力・実績や職責の給与への的確な反映、定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与及び基本給を補完する諸手当に関する見直しについて、取組が必要とされている。

これらの取組に当たっては、人員構成の変化や人事管理、民間給与の状況等を踏まえつつ、給与制度について様々な側面から一体的に取組を進めていくこととし、令和5年夏に具体的な措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進め、令和6年にその時点において必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指すこととしている。

給与制度については、基本的には国に準拠することが適当と考えることから、国における検討の動向を注視しつつ、その取組を見据え、給与制度が計画的かつ円滑に導入されるよう、国と異なる昇給制度の見直しについて、本県の実態等を踏まえ、検討する必要がある。

## ウ 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

本年、人事院は、博士課程修了者等の処遇を改善するために初任給基準の見直しを行うことを報告している。本人事委員会としては、国における見直しの具体的な内容や他の都道府県の動向等も踏まえて、見直しの必要性について検討する必要がある。

## エ テレワークに関する給与面での対応

本年、人事院は、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負

担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進め、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめることを報告しており、本人事委員会としては、国の動向を注視していく必要がある。

### (3) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給の引上げ並びに情報職の処遇改善を求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

# 勸告





## 勸 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

### 1 令和4年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

#### (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

##### ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

##### イ 勤勉手当

##### (ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

##### (イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

#### (2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおりに改定すること。

#### (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

##### ア 給料表

現行給料表を別表7のとおりに改定すること。

##### イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.475月分

とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）  
の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.475月分  
とすること。

## 2 給与制度をめぐる諸課題の内容

初任給調整手当を次のとおり改定すること。

情報に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から10年以内の期間支給すること。

## 3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、2については、令和5年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,200	234,500	267,700	319,300	435,300	461,300	509,300
	2	151,300	236,100	269,400	321,500	439,300	465,300	513,300
	3	152,500	237,600	270,900	323,800	445,300	471,300	519,300
	4	153,600	239,100	272,700	326,000	453,300	479,300	527,300
	5	154,700	240,400	274,400	328,200			
	6	155,800	242,000	276,200	330,200			
	7	156,900	243,500	278,000	332,400			
	8	158,000	245,000	280,000	334,600			
	9	159,100	246,100	281,900	336,500			
	10	160,400	247,600	283,900	338,700			
	11	161,700	249,100	285,800	340,700			
	12	163,000	250,400	287,700	342,900			
	13	164,200	251,900	289,400	344,700			
	14	165,700	253,100	291,100	346,700			
	15	167,200	254,400	292,600	348,700			
	16	168,800	255,600	294,000	350,700			
	17	169,900	256,900	295,800	352,400			
	18	171,300	258,300	297,800	354,400			
	19	172,700	259,700	299,900	356,200			
	20	174,100	261,200	301,900	358,100			
	21	175,400	262,800	303,600	360,000			
	22	177,900	264,500	305,700	361,900			
	23	180,400	266,100	307,700	363,900			
	24	182,900	267,700	309,800	365,800			
	25	185,300	269,500	311,500	367,800			
	26	187,000	271,300	313,600	369,700			
	27	188,600	273,000	315,600	371,700			
	28	190,300	274,700	317,500	373,700			
	29	191,800	276,300	319,200	375,200			
	30	193,500	278,000	321,200	377,000			
	31	195,300	279,800	323,100	378,800			
	32	197,000	281,300	325,200	380,400			
	33	198,600	282,500	326,400	382,200			
	34	200,400	284,200	328,400	383,600			
	35	202,200	285,800	330,200	385,100			
	36	204,000	287,500	332,300	386,700			
	37	205,500	289,100	334,200	388,100			
	38	207,300	290,800	336,100	389,300			
	39	209,100	292,600	338,100	390,500			
	40	210,900	294,400	340,000	391,600			
	41	212,500	295,900	341,800	392,700			
	42	214,300	297,600	343,600	393,900			
	43	216,100	299,100	345,400	395,100			
	44	217,900	300,700	347,300	396,200			
	45	219,300	302,300	348,800	396,900			
	46	221,100	304,000	350,200	397,600			
	47	222,800	305,600	351,700	398,300			
48	224,600	307,300	353,200	399,000				

49	226,200	308,200	354,800	399,600
50	227,900	309,700	356,200	400,200
51	229,500	311,200	357,700	400,700
52	231,000	312,800	359,200	401,100
53	232,300	314,400	360,600	401,500
54	233,900	316,000	361,600	401,800
55	235,500	317,600	362,800	402,100
56	237,000	319,100	364,000	402,400
57	238,000	320,600	364,900	402,700
58	239,500	321,800	365,900	403,000
59	240,800	323,000	366,900	403,300
60	242,000	324,200	367,900	403,600
61	243,200	324,900	368,900	403,900
62	244,200	325,800	369,800	404,200
63	245,200	326,600	370,700	404,500
64	246,200	327,400	371,600	404,800
65	247,300	328,300	372,400	405,100
66	248,200	328,700	373,100	405,400
67	249,100	329,400	373,900	405,700
68	250,100	330,200	374,700	406,000
69	251,000	331,000	375,300	406,200
70	252,300	331,700	376,000	406,500
71	253,500	332,400	376,700	406,800
72	254,800	333,100	377,400	407,100
73	256,100	333,600	377,900	407,300
74	257,500	334,200	378,600	407,600
75	258,700	334,700	379,200	407,900
76	259,900	335,300	379,800	408,100
77	261,000	335,600	380,200	408,300
78	262,200	336,100	380,800	408,600
79	263,500	336,500	381,400	408,900
80	264,600	337,000	382,000	409,100
81	265,700	337,400	382,400	409,300
82	266,700	337,900	382,900	409,600
83	267,900	338,400	383,400	409,900
84	269,000	338,900	384,000	410,100
85	270,000	339,200	384,300	410,300
86	271,000	339,600	384,700	
87	272,100	340,100	385,100	
88	273,200	340,500	385,500	
89	274,100	340,800	385,800	
90	275,100	341,200	386,100	
91	276,000	341,700	386,400	
92	277,100	342,100	386,700	
93	278,200	342,300	386,900	
94		342,700	387,200	
95		343,200	387,500	
96		343,600	387,700	
97		343,800	387,900	
98		344,200	388,100	
99		344,600	388,400	
100		344,900	388,600	
101		345,200	388,800	
102		345,600	389,000	
103		346,000	389,200	
104		346,400	389,400	

	105		346,900	389,600				
	106		347,300					
	107		347,700					
	108		348,100					
	109		348,600					
	110		349,000					
	111		349,300					
	112		349,600					
	113		350,100					
再任用職員		215,300	255,300	287,100	315,200	356,900	390,000	441,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,600	190,300	215,200	255,000	296,400	321,400	347,700	382,000	422,900
	2	176,300	192,000	217,200	256,800	298,200	323,600	349,900	384,200	424,700
	3	178,100	193,800	219,200	258,600	300,000	325,700	352,200	386,100	426,600
	4	179,800	195,600	221,200	260,400	302,000	327,700	354,400	388,200	428,500
	5	181,300	197,400	223,200	262,100	303,700	329,800	356,400	389,900	429,900
	6	183,100	199,500	225,000	263,900	305,600	331,600	358,500	391,900	431,600
	7	184,900	201,700	227,000	265,500	307,600	333,300	360,700	393,700	433,200
	8	186,800	203,900	228,900	267,200	309,700	334,900	362,900	395,500	434,700
	9	188,400	205,900	231,000	268,300	311,500	336,600	364,600	397,200	436,300
	10	190,100	208,200	232,800	269,800	313,700	338,900	366,800	399,200	438,000
	11	191,800	210,700	234,600	271,100	315,800	341,100	368,800	401,200	439,600
	12	193,500	213,000	236,400	272,300	317,800	343,400	371,000	403,300	441,200
	13	195,200	215,000	238,200	273,600	319,800	345,400	372,800	405,000	442,300
	14	197,200	216,800	240,100	274,900	321,700	347,500	374,900	407,100	443,900
	15	199,200	218,600	242,000	275,900	323,300	349,700	376,900	409,100	445,700
	16	201,200	220,400	243,900	277,100	324,900	351,800	379,000	411,200	447,500
	17	203,300	222,300	245,400	277,800	326,600	353,800	380,600	412,900	449,100
	18	205,400	224,000	247,200	279,200	328,900	355,800	382,600	414,600	450,900
	19	207,700	225,900	249,000	280,500	331,000	357,800	384,500	416,300	452,700
	20	210,000	227,700	250,800	281,800	333,300	359,900	386,500	417,900	454,400
	21	212,100	229,400	252,400	283,100	335,200	361,600	388,200	419,600	456,000
	22	213,900	231,200	253,700	284,100	337,200	363,600	390,300	421,200	457,700
	23	215,600	233,000	254,900	285,400	339,300	365,400	392,400	422,600	459,300
	24	217,400	234,800	256,200	286,600	341,300	367,500	394,400	424,100	461,100
	25	219,300	236,400	257,400	287,600	343,200	369,200	396,100	425,400	462,600
	26	221,000	238,100	258,600	289,200	345,300	371,200	398,100	426,800	464,000
	27	222,800	239,800	259,900	290,900	347,200	373,200	400,200	428,300	465,500
	28	224,500	241,400	261,000	292,500	349,200	375,200	402,300	429,900	466,800
	29	226,400	242,600	261,900	294,400	351,000	377,000	403,800	431,200	468,000
	30	228,200	244,400	262,900	296,300	353,100	379,100	405,600	432,900	468,700
	31	230,000	246,200	264,100	298,000	354,900	381,200	407,300	434,600	469,400
	32	231,800	248,000	265,100	299,800	357,000	383,200	409,000	436,200	470,100
	33	233,400	249,400	265,600	301,400	358,400	385,100	410,700	437,600	470,600
	34	235,100	250,900	266,800	303,100	360,400	387,200	412,200	439,300	471,400
	35	236,800	252,200	267,800	304,900	362,300	389,300	413,800	441,000	472,100
	36	238,500	253,600	268,800	306,600	364,400	391,200	415,300	442,600	472,700
	37	239,700	254,800	269,600	308,300	366,300	392,900	416,600	444,000	473,000
	38	241,500	256,100	270,500	309,900	368,400	394,400	418,100	444,700	473,600
	39	243,300	257,300	271,500	311,700	370,400	395,700	419,600	445,400	474,100
	40	245,100	258,300	272,300	313,200	372,400	397,100	421,100	446,100	474,600
	41	246,500	259,300	273,300	314,600	374,400	398,300	422,600	446,500	475,100
	42	247,900	260,400	274,400	316,100	376,500	399,400	423,900	447,100	475,500
	43	249,200	261,400	275,400	317,800	378,600	400,400	425,200	447,800	475,900
	44	250,400	262,400	276,200	319,500	380,600	401,400	426,400	448,400	476,300
	45	251,500	263,000	277,300	321,200	382,300	402,600	427,400	449,200	476,600
	46	252,600	264,100	278,700	323,100	384,000	403,800	428,100	449,900	
	47	253,600	265,000	280,000	325,000	385,600	404,900	428,900	450,400	
48	254,400	266,100	281,400	326,800	387,300	406,100	429,700	450,900		

49	255,100	266,900	283,100	328,200	388,700	407,400	430,200	451,400
50	256,000	267,900	284,800	329,800	389,700	408,200	430,600	451,700
51	257,100	268,900	286,300	331,200	390,700	409,000	431,000	452,000
52	258,100	269,800	287,700	332,900	391,700	409,700	431,300	452,400
53	258,600	270,800	289,100	334,400	393,000	410,200	431,600	452,800
54	259,800	271,500	290,700	336,100	394,100	410,900	432,000	453,000
55	260,600	272,500	292,300	337,700	395,200	411,600	432,300	453,300
56	261,700	273,400	293,800	339,500	396,400	412,200	432,600	453,500
57	262,600	274,400	295,200	340,400	397,700	412,900	432,900	453,900
58	263,400	275,900	296,800	342,100	398,500	413,300	433,200	454,100
59	264,200	277,100	298,500	343,700	399,300	413,900	433,500	454,300
60	265,000	278,500	300,100	345,300	400,000	414,500	433,800	454,500
61	265,800	280,000	301,500	346,900	400,500	414,900	434,100	454,900
62	266,400	281,600	303,100	348,600	401,200	415,500	434,400	
63	267,200	282,900	304,700	350,300	401,900	416,000	434,700	
64	267,800	284,400	306,200	352,000	402,600	416,500	435,000	
65	268,900	285,700	307,500	353,600	402,900	417,000	435,300	
66	270,100	286,900	309,200	355,200	403,600	417,600	435,600	
67	271,100	288,300	310,600	356,800	404,300	418,000	435,900	
68	272,000	289,500	312,300	358,400	404,900	418,500	436,200	
69	273,100	291,000	313,700	359,600	405,300	418,900	436,400	
70	274,500	292,400	315,100	361,000	405,800	419,200	436,700	
71	275,700	293,900	316,400	362,300	406,400	419,500	437,000	
72	277,000	295,200	317,900	363,700	406,900	419,800	437,300	
73	278,000	296,400	318,600	364,900	407,400	420,100	437,500	
74	279,200	297,700	320,200	366,100	407,800	420,400	437,800	
75	280,500	299,000	321,700	367,400	408,300	420,700	438,100	
76	281,500	300,300	323,400	368,700	408,800	421,000	438,400	
77	282,600	301,200	325,200	370,000	409,300	421,200	438,600	
78	283,800	302,700	326,900	371,200	409,800	421,500	438,900	
79	284,900	303,900	328,500	372,400	410,400	421,800	439,200	
80	285,600	305,400	330,100	373,600	410,900	422,100	439,500	
81	286,700	306,700	331,800	374,800	411,300	422,300	439,700	
82	287,800	308,100	333,500	376,000	411,900	422,600	440,000	
83	288,900	309,200	335,100	377,100	412,400	422,900	440,300	
84	290,000	310,600	336,800	378,300	412,600	423,100	440,600	
85	291,100	311,500	338,200	379,400	412,900	423,300	440,800	
86	292,300	313,000	339,700	380,000	413,400	423,600		
87	293,200	314,300	341,200	380,500	413,700	423,900		
88	294,400	315,800	342,700	381,100	414,000	424,100		
89	295,400	317,300	344,000	381,700	414,300	424,300		
90	296,600	318,800	345,200	382,300	414,700	424,600		
91	297,700	320,200	346,500	382,900	415,100	424,900		
92	298,900	321,700	347,800	383,500	415,500	425,100		
93	299,400	323,000	349,200	383,800	415,800	425,300		
94	300,700	324,300	350,700	384,300				
95	301,800	325,700	352,200	384,900				
96	303,100	327,000	353,700	385,400				
97	304,200	328,200	355,000	385,800				
98	305,400	329,500	356,200	386,200				
99	306,600	330,800	357,300	386,800				
100	307,800	332,100	358,500	387,300				
101	309,000	333,500	359,600	387,700				
102	310,000	334,400	360,700	388,200				
103	311,100	335,500	361,800	388,800				
104	312,100	336,700	363,000	389,300				

105	312,900	337,800	364,200	389,600					
106	313,500	338,900	364,700	390,000					
107	314,100	339,900	365,300	390,500					
108	314,800	341,000	365,900	390,800					
109	315,300	342,200	366,500	391,100					
110	315,800	343,200	367,000	391,600					
111	316,300	344,200	367,500	392,100					
112	316,900	345,100	368,000	392,600					
113	317,700	346,000	368,400	392,900					
114	318,400	346,900	368,800	393,400					
115	319,100	347,900	369,400	393,900					
116	319,800	348,900	369,900	394,400					
117	320,400	349,900	370,300	394,700					
118	321,200	350,400	370,800	395,200					
119	321,900	351,000	371,400	395,700					
120	322,700	351,600	371,900	396,200					
121	323,300	351,900	372,100	396,600					
122	323,600	352,300	372,600	397,100					
123	324,100	352,800	373,100	397,500					
124	324,600	353,200	373,500	398,000					
125	324,900	353,600	374,000	398,400					
126		354,000	374,500						
127		354,500	375,000						
128		354,900	375,500						
129		355,300	375,800						
130		355,700	376,300						
131		356,100	376,800						
132		356,500	377,300						
133		356,700	377,600						
134		357,200	378,100						
135		357,600	378,500						
136		357,900	378,900						
137		358,200	379,200						
138		358,600	379,700						
139		359,100	380,200						
140		359,600	380,700						
141		359,900	381,000						
142		360,400							
143		360,900							
144		361,400							
145		361,700							
再任用職員	241,600	253,300	257,400	288,700	305,200	319,300	342,900	378,000	409,600

備考 この表は、警察官に適用する。



## 別表 3

## 教育職給料表

## ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,500	207,500	267,600	332,300	417,000
	2	166,000	209,200	270,000	334,500	418,800
	3	167,500	210,800	272,300	336,600	420,600
	4	169,000	212,500	274,500	338,600	422,300
	5	170,700	214,300	276,900	340,700	423,800
	6	172,500	215,900	279,200	342,500	425,300
	7	174,300	217,600	281,400	344,300	427,200
	8	176,100	219,200	283,500	345,900	429,100
	9	177,800	221,000	285,600	347,600	430,900
	10	179,900	222,900	287,900	349,700	432,700
	11	181,900	224,800	290,200	351,800	434,600
	12	183,800	226,700	292,300	353,900	436,400
	13	185,700	228,200	294,700	356,000	438,100
	14	187,800	230,200	296,500	358,000	440,000
	15	189,900	232,200	298,400	360,000	441,800
	16	192,000	234,200	300,100	362,000	443,700
	17	194,200	236,000	301,900	363,600	445,400
	18	196,500	238,700	304,200	365,500	447,200
	19	199,000	241,400	306,400	367,300	449,000
	20	201,300	244,100	308,800	369,300	450,800
	21	203,700	246,700	311,000	370,900	452,400
	22	205,300	249,500	313,400	372,800	454,100
	23	207,000	252,100	315,600	374,600	456,000
	24	208,700	254,800	318,200	376,500	457,700
	25	210,200	257,100	320,600	377,800	459,400
	26	211,700	259,500	322,900	379,600	461,000
	27	213,400	262,000	325,100	381,400	462,600
	28	215,000	264,200	327,200	383,300	464,100
	29	216,500	266,700	329,300	385,100	465,600
	30	218,200	269,000	330,900	387,000	466,900
	31	219,900	271,200	332,500	388,900	468,200
	32	221,600	273,300	334,100	390,900	469,500
	33	223,000	275,400	335,900	392,600	470,700
	34	224,800	277,600	338,000	394,300	471,400
	35	226,600	279,700	340,100	395,900	472,100
	36	228,300	281,600	342,100	397,700	472,800
	37	229,800	283,900	344,200	398,900	473,400
	38	231,600	285,600	346,300	400,400	
	39	233,400	287,500	348,500	401,800	
	40	235,200	289,300	350,600	403,200	
	41	236,900	290,700	352,500	404,900	
	42	238,600	292,800	354,600	406,300	
	43	240,200	294,800	356,500	407,600	
	44	241,800	297,000	358,600	409,100	
	45	243,000	299,000	360,400	410,700	
	46	244,300	301,400	362,400	412,000	
	47	245,600	303,600	364,300	413,500	
	48	246,700	306,200	366,300	415,100	
	49	248,000	308,400	367,900	416,800	
	50	249,400	310,800	369,700	418,200	
	51	250,600	313,100	371,600	419,800	
52	252,000	315,300	373,600	421,300		

53	253,100	317,400	375,400	423,000
54	254,300	319,200	377,200	424,500
55	255,600	320,800	379,000	426,100
56	256,600	322,400	380,700	427,700
57	257,900	324,300	382,200	429,200
58	258,600	326,400	383,800	430,700
59	259,700	328,500	385,500	431,900
60	260,700	330,500	387,200	433,100
61	261,800	332,600	388,400	434,300
62	262,700	334,700	389,800	435,600
63	263,800	336,900	391,200	436,900
64	264,600	339,100	392,500	438,100
65	265,900	340,800	393,900	439,300
66	267,300	343,000	395,100	440,500
67	268,700	345,000	396,500	441,700
68	270,300	347,200	397,900	442,900
69	271,600	349,000	399,200	444,100
70	272,900	350,900	400,500	445,300
71	274,200	352,900	401,900	446,500
72	275,500	354,900	403,200	447,700
73	276,500	356,500	404,500	448,800
74	277,700	358,400	405,900	449,400
75	279,000	360,200	407,300	449,900
76	280,000	362,100	408,600	450,400
77	280,900	363,900	409,800	450,900
78	281,900	365,600	411,000	
79	282,900	367,300	412,300	
80	283,900	368,900	413,700	
81	285,000	370,400	415,000	
82	286,200	371,900	416,200	
83	287,400	373,400	417,200	
84	288,600	374,800	418,400	
85	289,600	375,900	419,600	
86	290,700	377,300	420,800	
87	291,700	378,700	422,000	
88	292,900	380,000	423,000	
89	294,000	381,300	424,100	
90	295,100	382,600	425,100	
91	296,300	383,800	426,100	
92	297,500	385,100	427,100	
93	298,000	386,400	428,000	
94	299,000	387,500	428,800	
95	300,100	388,800	429,600	
96	301,300	390,000	430,400	
97	302,300	391,400	431,200	
98	303,400	392,400	431,600	
99	304,400	393,500	432,000	
100	305,500	394,500	432,400	
101	306,400	395,400	432,800	
102	307,500	396,400	433,100	
103	308,600	397,500	433,400	
104	309,600	398,600	433,700	
105	310,200	399,300	434,000	
106	311,100	400,200	434,300	
107	311,900	401,100	434,600	
108	312,700	402,000	434,800	
109	313,600	402,800	435,000	
110	314,000	403,700	435,300	
111	314,400	404,500	435,600	
112	314,900	405,300	435,800	

113	315,500	405,900	436,000		
114	315,900	406,600	436,300		
115	316,400	407,300	436,600		
116	316,900	408,000	436,800		
117	317,500	408,600	437,000		
118	318,000	409,100			
119	318,400	409,500			
120	318,900	409,900			
121	319,400	410,300			
122	319,800	410,600			
123	320,300	410,900			
124	320,800	411,100			
125	321,400	411,300			
126	321,700	411,600			
127	322,000	411,900			
128	322,300	412,100			
129	322,500	412,300			
130	322,800	412,600			
131	323,100	412,900			
132	323,400	413,100			
133	323,600	413,300			
134	323,800	413,600			
135	324,000	413,900			
136	324,300	414,100			
137	324,600	414,300			
138	324,800	414,600			
139	325,100	414,900			
140	325,400	415,100			
141	325,600	415,300			
142	325,800	415,600			
143	326,100	415,900			
144	326,300	416,100			
145	326,600	416,300			
146	326,800				
147	327,100				
148	327,400				
149	327,600				
150	327,800				
151	328,100				
152	328,400				
153	328,600				
再任用職員	234,100	274,400	303,100	331,200	415,300

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,500	180,300	267,600	296,100	406,800
	2	166,000	182,400	270,000	298,700	408,300
	3	167,500	184,500	272,300	301,500	409,800
	4	169,000	186,700	274,500	303,900	411,300
	5	170,700	188,700	276,900	306,400	412,700
	6	172,500	190,700	279,200	308,500	414,100
	7	174,300	192,800	281,400	310,800	415,600
	8	176,100	194,900	283,500	312,900	417,200
	9	177,800	197,100	285,600	315,000	418,600
	10	179,900	199,700	287,900	317,300	420,000
	11	181,900	202,300	290,200	319,700	421,400
	12	183,800	204,900	292,300	322,200	422,700
	13	185,700	207,500	294,700	324,600	424,000
	14	187,800	209,200	296,500	326,500	425,400
	15	189,900	210,800	298,400	328,400	426,800
	16	192,000	212,500	300,100	330,500	428,200
	17	194,200	214,300	301,900	332,300	429,400
	18	196,500	215,900	304,200	334,500	430,700
	19	199,000	217,600	306,400	336,600	431,900
	20	201,300	219,200	308,800	338,600	433,200
	21	203,700	221,000	311,000	340,700	434,300
	22	205,300	222,900	313,400	342,500	435,500
	23	207,000	224,800	315,600	344,300	436,800
	24	208,700	226,700	318,200	345,900	438,100
	25	210,200	228,200	320,600	347,600	439,400
	26	211,600	230,200	322,900	349,400	440,600
	27	213,200	232,200	325,100	351,300	441,600
	28	214,700	234,200	327,200	353,200	442,700
	29	216,400	236,000	329,300	355,000	443,900
	30	218,100	238,700	330,900	356,800	444,700
	31	219,800	241,400	332,500	358,500	445,500
	32	221,500	244,100	334,100	360,400	446,400
	33	222,800	246,700	335,900	361,700	447,300
	34	224,500	249,500	338,000	363,400	447,800
	35	226,200	252,100	340,100	364,900	448,300
	36	227,800	254,800	342,100	366,700	448,800
	37	229,200	257,100	344,100	368,600	449,300
	38	230,900	259,500	346,000	370,100	
	39	232,600	262,000	348,000	371,400	
	40	234,300	264,200	349,900	373,000	
	41	235,900	266,700	351,400	374,100	
	42	237,600	269,000	353,200	375,500	
	43	239,200	271,200	354,800	376,900	
	44	240,800	273,300	356,500	378,400	
	45	242,400	275,400	358,300	379,800	
	46	243,900	277,600	360,000	381,400	
	47	245,200	279,700	361,300	383,000	
	48	246,500	281,600	362,900	384,500	
	49	247,600	283,900	364,100	385,900	
	50	248,900	285,600	365,600	387,400	
	51	250,300	287,500	367,200	388,900	
52	251,400	289,300	368,800	390,300		

53	252,500	290,700	370,200	391,500
54	253,900	292,800	371,700	392,800
55	254,900	294,800	373,200	393,900
56	255,900	297,000	374,700	395,000
57	257,100	299,000	376,200	396,400
58	258,100	301,400	377,600	397,600
59	259,200	303,600	379,000	398,800
60	260,200	306,200	380,300	400,100
61	261,400	308,400	381,200	401,300
62	262,100	310,800	382,400	402,300
63	263,000	313,100	383,600	403,700
64	263,600	315,300	384,700	405,000
65	264,600	317,400	385,600	406,200
66	266,000	319,200	386,800	407,300
67	267,100	320,800	387,800	408,500
68	268,400	322,400	388,900	409,600
69	269,900	324,300	390,100	410,600
70	271,400	326,400	391,100	411,800
71	272,700	328,500	392,200	413,000
72	274,100	330,500	393,400	414,200
73	274,900	332,600	394,400	414,800
74	275,900	334,700	395,500	415,600
75	277,100	336,900	396,600	416,300
76	278,100	339,100	397,700	416,800
77	279,300	340,800	398,600	417,100
78	280,300	342,700	399,500	417,500
79	281,500	344,400	400,500	417,900
80	282,400	346,200	401,500	418,300
81	283,600	348,000	402,300	418,600
82	284,400	349,800	403,100	419,000
83	285,400	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	

113	303,800	385,400	415,700		
114	304,000	386,300	416,000		
115	304,200	387,200	416,300		
116	304,500	388,100	416,500		
117	304,800	388,900	416,700		
118	305,100	389,600			
119	305,400	390,400			
120	305,700	391,200			
121	305,900	391,800			
122	306,100	392,600			
123	306,300	393,300			
124	306,600	394,000			
125	306,900	394,600			
126		395,300			
127		395,800			
128		396,400			
129		397,100			
130		397,700			
131		398,200			
132		398,700			
133		399,000			
134		399,300			
135		399,600			
136		399,900			
137		400,200			
138		400,500			
139		400,800			
140		401,100			
141		401,400			
142		401,700			
143		402,000			
144		402,300			
145		402,500			
146		402,800			
147		403,100			
148		403,300			
149		403,500			
150		403,800			
151		404,100			
152		404,300			
153		404,500			
154		404,800			
155		405,100			
156		405,300			
157		405,500			
再任用職員	225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

- 備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,500	198,900	284,800	333,600	388,900
	2	151,600	201,500	287,200	335,800	391,800
	3	152,800	203,900	289,500	337,800	394,400
	4	153,900	206,400	291,800	339,700	397,200
	5	155,000	208,900	294,100	341,400	399,300
	6	156,300	211,200	296,000	343,100	402,000
	7	157,600	213,500	298,000	344,700	404,700
	8	158,900	215,700	299,700	346,000	407,400
	9	160,000	217,800	301,500	347,700	409,900
	10	161,600	220,100	303,900	349,700	412,500
	11	163,200	222,600	306,200	351,800	415,200
	12	164,800	224,900	308,700	353,700	418,000
	13	166,200	226,900	310,800	355,700	420,600
	14	168,100	229,300	313,200	357,600	423,300
	15	170,000	231,800	315,600	359,400	426,100
	16	172,000	234,200	318,300	361,300	428,800
	17	173,600	236,400	320,700	363,000	431,300
	18	175,700	239,200	322,900	364,900	433,900
	19	177,800	242,100	324,900	366,600	436,400
	20	179,800	245,000	326,900	368,600	439,000
	21	181,900	247,500	329,000	370,100	441,500
	22	184,100	250,200	330,600	372,100	444,100
	23	186,300	252,700	332,000	373,800	446,700
	24	188,500	255,400	333,400	375,700	449,200
	25	190,500	257,900	335,300	377,100	451,400
	26	192,700	260,300	337,200	378,800	453,700
	27	194,800	262,600	339,000	380,700	456,200
	28	196,900	264,700	340,800	382,600	458,700
	29	199,000	267,200	342,700	384,300	461,200
	30	200,500	269,300	344,400	386,200	463,700
	31	202,300	271,200	345,900	388,100	466,200
	32	204,000	273,200	347,600	390,000	468,700
	33	205,800	274,900	348,800	391,600	471,000
	34	207,700	276,900	350,200	393,400	473,400
	35	209,600	278,900	351,500	395,000	475,800
	36	211,500	280,700	353,000	396,800	478,300
	37	213,000	282,600	354,200	398,000	480,700
	38	214,900	283,700	355,600	399,500	483,200
	39	216,800	284,900	356,800	400,900	485,600
	40	218,700	286,100	358,200	402,300	488,100
	41	220,500	287,300	358,900	403,700	490,400
	42	222,400	288,000	360,000	405,000	492,600
	43	224,300	288,600	361,200	406,500	494,800
	44	226,200	289,300	362,300	408,100	497,000
	45	227,900	290,000	363,400	409,500	498,700
	46	229,800	291,100	364,600	410,700	500,200
	47	231,600	292,200	365,900	412,300	501,800
	48	233,400	293,300	367,000	413,900	503,300
	49	235,000	294,500	368,100	415,200	505,000
	50	236,800	295,700	369,400	416,600	506,400
	51	238,500	296,700	370,700	418,100	507,800
52	240,100	297,600	372,000	419,500	509,300	

53	241,400	298,700	372,700	420,900	510,400
54	243,100	299,700	373,700	422,300	511,600
55	244,700	300,900	374,600	423,700	512,800
56	246,200	301,800	375,600	425,100	514,000
57	247,400	302,300	376,400	426,200	514,900
58	248,600	303,100	377,200	427,500	515,900
59	249,500	304,100	377,900	428,900	516,900
60	250,400	305,000	378,600	430,200	517,900
61	251,400	305,900	379,200	431,000	519,000
62	252,300	307,000	379,900	431,900	519,900
63	253,200	308,100	380,800	432,900	520,600
64	254,100	309,200	381,700	433,800	521,300
65	255,000	310,000	382,300	434,700	522,100
66	255,900	311,100	383,100	435,500	522,900
67	256,700	312,000	383,900	436,100	523,700
68	257,300	313,000	384,700	436,900	524,500
69	258,100	314,000	385,300	437,300	525,200
70	259,400	315,000	386,000	437,900	526,000
71	260,700	316,100	386,700	438,400	526,800
72	261,900	317,200	387,400	438,900	527,600
73	263,200	317,700	388,100	439,400	528,300
74	264,600	318,700	388,700		
75	265,800	319,800	389,300		
76	266,800	320,900	390,000		
77	267,800	322,000	390,700		
78	268,900	323,000	391,300		
79	270,100	323,900	391,900		
80	271,000	324,800	392,500		
81	272,200	325,900	393,100		
82	273,400	326,700	393,700		
83	274,600	327,400	394,300		
84	275,600	328,200	394,900		
85	276,700	328,700	395,400		
86	277,700	329,200	395,900		
87	278,800	329,700	396,400		
88	279,800	330,200	397,100		
89	280,600	330,500	397,500		
90	281,800	331,000			
91	282,800	331,500			
92	284,000	332,000			
93	284,900	332,300			
94	285,900	332,700			
95	286,900	333,200			
96	287,900	333,700			
97	288,200	334,200			
98	289,100	334,700			
99	289,800	335,200			
100	290,700	335,700			
101	291,600	336,200			
102	292,300	336,700			
103	293,000	337,200			
104	293,700	337,700			
105	294,400	338,200			
106	294,900	338,600			
107	295,400	339,100			
108	295,900	339,500			
109	296,100	340,000			
110	296,500	340,400			
111	296,800	340,900			
112	297,100	341,300			



	113	297,400	341,800			
	114	297,700	342,200			
	115	298,000	342,700			
	116	298,300	343,100			
	117	298,600	343,600			
	118	299,000	344,000			
	119	299,300	344,400			
	120	299,700	344,800			
	121	300,000	345,200			
再任用職員		217,600	258,800	283,600	326,000	384,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表 5

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	253,700	338,500	400,500	471,800
	2	256,200	341,500	403,400	474,100
	3	258,700	344,300	406,000	476,300
	4	261,200	347,200	408,700	478,600
	5	263,400	349,900	411,100	480,800
	6	267,200	352,900	413,400	483,000
	7	271,000	356,000	415,500	485,200
	8	274,800	358,800	417,400	487,400
	9	278,400	361,200	419,600	489,400
	10	282,400	363,800	422,300	491,500
	11	286,400	366,500	424,900	493,600
	12	290,400	369,300	427,600	495,700
	13	294,100	372,200	430,000	497,800
	14	298,100	375,700	432,500	499,900
	15	302,000	378,700	434,900	502,000
	16	305,800	382,300	437,400	504,100
	17	309,400	385,700	439,400	506,200
	18	312,900	388,400	441,800	508,200
	19	316,400	390,900	444,100	510,200
	20	319,900	393,500	446,500	512,200
	21	323,500	396,200	448,000	514,000
	22	327,200	398,400	450,400	515,800
	23	330,600	400,300	452,700	517,700
	24	333,900	401,900	455,000	519,600
	25	337,400	403,900	457,000	521,300
	26	339,900	406,200	459,300	523,100
	27	342,500	408,400	461,500	524,900
	28	344,800	410,700	463,800	526,700
	29	347,200	413,000	465,900	528,300
	30	349,000	415,100	468,200	530,100
	31	350,800	417,100	470,500	531,900
	32	352,800	419,200	472,700	533,700
	33	355,000	421,100	474,700	535,300
	34	357,300	422,900	476,800	537,100
	35	359,400	424,700	478,900	538,800
	36	361,700	426,700	481,000	540,600
	37	363,800	428,600	483,100	542,200
	38	366,200	430,600	484,900	543,800
	39	368,400	432,500	486,700	545,200
	40	370,400	434,500	488,500	546,800
	41	372,600	436,300	490,200	548,300
	42	373,600	438,100	492,000	549,700
	43	374,400	439,800	493,800	551,100
	44	375,100	441,600	495,600	552,400
	45	376,300	443,400	497,200	553,600
	46	377,700	445,200	498,900	554,600
	47	379,200	447,000	500,700	555,600
	48	380,700	448,700	502,500	556,600
	49	381,800	450,500	504,100	557,600
	50	382,800	452,200	505,400	558,500
	51	383,800	454,000	506,700	559,400
	52	384,600	455,800	508,000	560,300

53	385,500	457,700	509,000	561,100
54	386,400	458,900	510,300	562,000
55	387,100	460,100	511,600	562,900
56	388,000	461,300	512,900	563,800
57	388,700	462,500	513,900	564,700
58	389,600	463,500	514,700	565,600
59	390,400	464,500	515,500	566,500
60	391,200	465,500	516,300	567,200
61	391,700	466,300	517,200	568,100
62	392,200	467,000	518,000	569,000
63	392,600	467,700	518,900	569,900
64	393,100	468,400	519,700	570,800
65	393,400	469,100	520,600	571,700
66		469,800	521,500	
67		470,500	522,200	
68		471,100	523,100	
69		471,400	524,000	
70		472,100	524,800	
71		472,800	525,700	
72		473,500	526,600	
73		473,900	527,400	
74		474,500	528,300	
75		475,200	529,200	
76		475,900	529,900	
77		476,300	530,700	
78		476,900	531,600	
79		477,500	532,500	
80		478,000	533,400	
81		478,600	534,200	
82		479,100	535,100	
83		479,600	536,000	
84		480,100	536,900	
85		480,500	537,700	
86		481,100	538,600	
87		481,500	539,500	
88		482,000	540,400	
89		482,500	541,200	
90		483,100		
91		483,700		
92		484,100		
93		484,600		
94		485,200		
95		485,800		
96		486,400		
97		486,900		
再任用職員	296,300	338,700	393,100	466,100

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	226,900	283,800	327,100	371,200
	2	156,600	228,500	285,700	329,100	373,900
	3	158,000	230,100	287,800	331,300	376,500
	4	159,400	231,700	289,800	333,500	379,200
	5	160,600	233,100	291,900	335,300	381,600
	6	162,400	234,700	293,900	337,500	384,300
	7	164,100	236,200	295,800	339,500	386,900
	8	165,700	237,800	297,800	341,700	389,600
	9	167,300	238,700	299,400	343,500	391,700
	10	169,000	240,100	301,300	345,600	394,000
	11	170,600	241,500	302,900	347,700	396,200
	12	172,400	242,600	304,500	349,800	398,400
	13	173,800	244,100	306,400	351,300	400,500
	14	175,600	245,400	308,300	353,300	402,500
	15	177,500	246,600	310,400	355,200	404,500
	16	179,300	247,900	312,400	357,200	406,600
	17	181,200	248,700	314,300	359,000	408,400
	18	182,700	249,900	316,300	361,000	410,400
	19	184,500	251,000	318,400	363,000	412,300
	20	186,300	252,100	320,400	365,000	414,400
再任用職員以外の職員	21	187,800	253,500	322,200	366,800	416,200
	22	190,300	254,300	324,200	368,800	417,800
	23	192,800	255,200	325,800	370,900	419,400
	24	195,300	256,100	327,800	373,000	420,900
	25	197,900	257,100	329,500	374,400	422,400
	26	199,400	258,300	331,400	376,200	423,700
	27	201,000	259,700	333,300	378,000	425,000
	28	202,500	261,200	335,300	379,700	426,300
	29	204,100	262,800	336,600	381,500	427,600
	30	205,800	264,500	338,400	383,000	428,800
	31	207,400	266,100	340,100	384,600	430,000
	32	209,100	267,700	341,900	386,300	431,100
	33	210,500	269,600	343,400	387,600	432,300
	34	212,100	271,500	345,200	388,900	433,500
	35	213,700	273,300	347,100	390,200	434,700
	36	215,300	275,100	348,900	391,400	435,900
	37	216,700	277,100	350,700	392,500	437,200
	38	218,300	278,800	352,400	393,700	438,000
	39	220,000	280,500	354,000	394,800	438,400
	40	221,700	282,100	355,700	395,900	439,100
	41	223,000	283,800	356,900	396,700	439,600
	42	224,500	285,500	357,900	397,500	440,000
	43	225,900	287,300	359,000	398,300	440,400
	44	227,400	288,900	360,100	399,100	440,800
	45	228,600	290,300	361,200	399,500	441,200
	46	230,000	291,900	361,900	400,100	441,600
	47	231,300	293,500	363,000	400,600	442,000
	48	232,500	295,200	364,000	401,000	442,300

49	233,700	296,900	364,900	401,400	442,600
50	235,000	298,600	365,800	401,700	443,000
51	236,500	300,400	366,700	402,000	443,300
52	237,800	302,200	367,600	402,300	443,600
53	238,800	303,500	368,300	402,600	443,900
54	240,100	305,200	369,000	402,900	
55	241,000	306,700	369,800	403,200	
56	242,200	308,300	370,600	403,500	
57	243,500	310,000	371,000	403,800	
58	244,600	311,700	371,600	404,100	
59	245,700	313,300	372,300	404,400	
60	246,800	315,000	373,000	404,800	
61	247,900	315,900	373,300	405,000	
62	248,800	317,300	373,900	405,300	
63	249,700	318,800	374,500	405,600	
64	250,500	320,400	375,100	405,900	
65	251,600	321,800	375,400	406,100	
66	252,900	323,100	375,900		
67	254,200	324,300	376,500		
68	255,400	325,600	377,000		
69	256,900	326,700	377,300		
70	258,300	327,700	377,700		
71	259,500	328,800	378,100		
72	260,700	329,800	378,500		
73	261,700	330,300	379,000		
74	263,000	331,200	379,400		
75	264,300	332,000	379,900		
76	265,400	332,900	380,400		
77	266,200	333,700	380,800		
78	267,400	334,000	381,300		
79	268,600	334,600	381,800		
80	269,700	335,300	382,300		
81	270,600	335,900	382,600		
82	271,700	336,600	383,100		
83	272,800	337,300	383,500		
84	273,900	338,000	383,900		
85	274,700	338,700	384,300		
86	275,800	339,200	384,800		
87	276,700	339,800	385,200		
88	277,800	340,400	385,600		
89	278,800	340,700	385,900		
90	279,800	341,300	386,400		
91	280,900	341,800	386,800		
92	282,000	342,400	387,200		
93	282,600	342,900	387,500		
94	283,300	343,400	388,000		
95	283,800	343,900	388,300		
96	284,600	344,300	388,700		
97	285,400	344,600	389,000		
98	286,000	344,900			
99	286,600	345,300			
100	287,200	345,600			
101	287,900	346,100			
102	288,400	346,400			
103	288,800	346,700			
104	289,200	347,000			

105	289,400	347,400			
106	289,600	347,700			
107	289,800	348,100			
108	290,000	348,400			
109	290,400	348,800			
110	290,600	349,100			
111	290,800	349,400			
112	291,000	349,700			
113	291,400	350,000			
114	291,600	350,400			
115	291,800	350,800			
116	292,100	351,200			
117	292,500	351,700			
118	292,800	352,100			
119	293,000	352,500			
120	293,300	352,900			
121	293,600	353,400			
122	293,800				
123	294,000				
124	294,300				
125	294,600				
再任用職員	215,400	257,000	279,600	322,900	365,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	170,000	243,700	290,100	330,200	374,200
	2	171,400	245,500	291,700	332,300	376,800
	3	172,900	247,300	293,300	334,300	379,500
	4	174,300	249,100	295,100	336,500	382,100
	5	175,700	250,500	296,700	338,500	384,300
	6	177,200	251,800	298,400	340,600	386,700
	7	178,700	252,900	300,100	342,700	389,000
	8	180,200	254,200	301,800	344,800	391,300
	9	181,500	255,000	303,300	346,300	393,300
	10	183,100	255,900	304,900	348,300	395,400
	11	184,700	256,800	306,200	350,200	397,600
	12	186,300	257,600	307,500	352,200	399,900
	13	188,000	258,700	308,900	354,100	401,800
	14	190,300	259,700	310,500	356,200	403,800
	15	192,600	260,500	312,300	358,300	406,000
	16	194,900	261,400	314,100	360,300	408,200
	17	197,100	261,900	315,700	362,300	410,200
	18	199,000	262,900	317,300	364,300	412,400
	19	201,000	263,900	319,000	366,400	414,600
	20	202,900	264,900	320,600	368,500	416,700
	21	205,000	265,500	322,000	370,200	418,600
	22	207,000	266,600	323,500	372,300	420,500
	23	209,200	267,400	324,800	374,400	422,300
	24	211,300	268,400	326,300	376,400	424,200
	25	213,300	269,600	327,700	378,400	425,900
	26	214,700	270,300	329,100	380,000	427,500
	27	216,100	271,400	330,500	381,900	429,200
	28	217,300	272,500	332,100	383,800	430,800
	29	218,700	273,600	333,200	385,600	432,100
	30	220,100	274,700	334,700	387,300	433,400
	31	221,600	275,800	336,100	389,200	435,000
	32	222,800	277,000	337,600	391,000	436,500
	33	224,200	278,400	339,000	392,700	438,200
	34	225,700	279,700	340,500	394,400	439,800
	35	227,200	280,800	342,100	396,200	441,200
	36	228,700	282,100	343,600	397,900	442,600
	37	229,800	283,700	345,300	399,500	443,700
	38	231,500	285,400	346,900	401,200	445,000
	39	233,200	286,800	348,400	403,000	446,300
	40	234,800	288,200	350,000	404,800	447,700
	41	236,100	289,400	351,200	406,300	448,700
	42	237,800	291,100	352,700	407,800	449,400
	43	239,500	292,900	354,200	409,300	450,200
	44	241,200	294,600	355,600	410,600	450,800
	45	242,800	295,900	357,200	411,700	451,700
	46	244,200	297,400	358,200	412,800	452,400
	47	245,500	299,100	359,700	413,900	453,200
	48	246,600	300,800	361,000	415,100	454,000
	49	247,600	302,400	362,400	416,400	454,700
	50	248,700	303,900	363,800	417,500	455,400
	51	249,600	305,500	365,100	418,700	456,100
52	250,600	307,100	366,500	419,800	456,900	

53	251,300	308,400	367,900	421,000	457,700
54	252,300	309,800	369,000	422,000	458,500
55	253,200	311,200	370,000	423,100	459,200
56	254,200	312,800	371,100	424,200	459,900
57	254,600	314,300	372,100	425,300	460,700
58	255,500	315,700	372,800	425,800	
59	256,300	317,100	373,700	426,400	
60	257,000	318,600	374,600	426,800	
61	257,800	319,400	375,100	427,400	
62	258,500	320,800	375,800	427,900	
63	259,400	322,200	376,500	428,300	
64	260,200	323,700	377,200	428,800	
65	261,000	324,800	377,800	429,400	
66	261,900	326,200	378,400	429,800	
67	262,800	327,500	379,100	430,100	
68	263,800	328,800	379,700	430,400	
69	264,900	330,200	380,200	430,800	
70	266,100	331,600	380,700		
71	267,400	333,000	381,300		
72	268,700	334,300	381,800		
73	270,100	335,200	382,400		
74	271,600	336,500	382,800		
75	273,000	337,700	383,300		
76	274,400	339,000	383,700		
77	275,700	340,100	384,000		
78	277,000	341,000	384,500		
79	278,400	342,200	384,900		
80	279,500	343,500	385,100		
81	280,600	344,600	385,300		
82	281,900	345,800	385,700		
83	283,200	347,000	386,000		
84	284,500	348,100	386,200		
85	285,600	349,100	386,400		
86	287,100	350,100	386,800		
87	288,600	351,200	387,200		
88	290,000	352,300	387,500		
89	291,000	353,100	387,700		
90	292,400	354,200	388,100		
91	293,600	355,300	388,600		
92	294,900	356,400	389,000		
93	296,300	357,100	389,300		
94	297,600	357,900	389,700		
95	298,800	358,700	390,100		
96	300,100	359,400	390,500		
97	300,600	360,000	390,800		
98	301,800	360,500			
99	302,900	361,100			
100	304,100	361,600			
101	305,200	362,200			
102	306,400	362,700			
103	307,600	363,300			
104	308,700	363,800			
105	310,000	364,200			
106	311,200	364,600			
107	312,400	365,200			
108	313,600	365,700			
109	314,400	366,000			
110	315,100	366,500			
111	315,800	366,900			
112	316,400	367,200			



113	317,100	367,800			
114	317,400	368,300			
115	318,000	368,800			
116	318,700	369,300			
117	319,100	369,900			
118	319,700	370,400			
119	320,300	370,900			
120	320,900	371,300			
121	321,300	371,900			
122	321,800	372,400			
123	322,300	372,900			
124	322,800	373,400			
125	323,200	374,000			
126	323,600	374,400			
127	323,900	374,900			
128	324,200	375,400			
129	324,600	376,000			
130	325,000				
131	325,400				
132	325,700				
133	325,900				
134	326,200				
135	326,600				
136	326,800				
137	327,000				
138	327,300				
139	327,600				
140	327,900				
141	328,100				
142	328,400				
143	328,800				
144	329,000				
145	329,200				
146	329,400				
147	329,800				
148	330,000				
149	330,300				
150	330,700				
151	331,100				
152	331,500				
153	331,800				
154	332,200				
155	332,600				
156	333,000				
157	333,300				
158	333,700				
159	334,000				
160	334,400				
161	334,700				
162	335,100				
163	335,500				
164	335,900				
165	336,200				
166	336,600				
167	337,000				
168	337,400				
169	337,700				
再任用職員	255,500	272,900	286,500	326,300	370,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

## 教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,500	180,300	267,600	296,100	406,800
	2	166,000	182,400	270,000	298,700	408,300
	3	167,500	184,500	272,300	301,500	409,800
	4	169,000	186,700	274,500	303,900	411,300
	5	170,700	188,700	276,900	306,400	412,700
	6	172,500	190,700	279,200	308,500	414,100
	7	174,300	192,800	281,400	310,800	415,600
	8	176,100	194,900	283,500	312,900	417,200
	9	177,800	197,100	285,600	315,000	418,600
	10	179,900	199,700	287,900	317,300	420,000
	11	181,900	202,300	290,200	319,700	421,400
	12	183,800	204,900	292,300	322,200	422,700
	13	185,700	207,500	294,700	324,600	424,000
	14	187,800	209,200	296,500	326,500	425,400
	15	189,900	210,800	298,400	328,400	426,800
	16	192,000	212,500	300,100	330,500	428,200
	17	194,200	214,300	301,900	332,300	429,400
	18	196,500	215,900	304,200	334,500	430,700
	19	199,000	217,600	306,400	336,600	431,900
	20	201,300	219,200	308,800	338,600	433,200
	21	203,700	221,000	311,000	340,700	434,300
	22	205,300	222,900	313,400	342,500	435,500
	23	207,000	224,800	315,600	344,300	436,800
	24	208,700	226,700	318,200	345,900	438,100
再任用職員以外の職員	25	210,200	228,200	320,600	347,600	439,400
	26	211,600	230,200	322,900	349,400	440,600
	27	213,200	232,200	325,100	351,300	441,600
	28	214,700	234,200	327,200	353,200	442,700
	29	216,400	236,000	329,300	355,000	443,900
	30	218,100	238,700	330,900	356,800	444,700
	31	219,800	241,400	332,500	358,500	445,500
	32	221,500	244,100	334,100	360,400	446,400
	33	222,800	246,700	335,900	361,700	447,300
	34	224,500	249,500	338,000	363,400	447,800
	35	226,200	252,100	340,100	364,900	448,300
	36	227,800	254,800	342,100	366,700	448,800
	37	229,200	257,100	344,100	368,600	449,300
	38	230,900	259,500	346,000	370,100	
	39	232,600	262,000	348,000	371,400	
	40	234,300	264,200	349,900	373,000	
	41	235,900	266,700	351,400	374,100	
	42	237,600	269,000	353,200	375,500	
	43	239,200	271,200	354,800	376,900	
	44	240,800	273,300	356,500	378,400	
	45	242,400	275,400	358,300	379,800	
	46	243,900	277,600	360,000	381,400	
	47	245,200	279,700	361,300	383,000	
	48	246,500	281,600	362,900	384,500	
	49	247,600	283,900	364,100	385,900	
	50	248,900	285,600	365,600	387,400	
	51	250,300	287,500	367,200	388,900	
	52	251,400	289,300	368,800	390,300	

53	252,500	290,700	370,200	391,500
54	253,900	292,800	371,700	392,800
55	254,900	294,800	373,200	393,900
56	255,900	297,000	374,700	395,000
57	257,100	299,000	376,200	396,400
58	258,100	301,400	377,600	397,600
59	259,200	303,600	379,000	398,800
60	260,200	306,200	380,300	400,100
61	261,400	308,400	381,200	401,300
62	262,100	310,800	382,400	402,300
63	263,000	313,100	383,600	403,700
64	263,600	315,300	384,700	405,000
65	264,600	317,400	385,600	406,200
66	266,000	319,200	386,800	407,300
67	267,100	320,800	387,800	408,500
68	268,400	322,400	388,900	409,600
69	269,900	324,300	390,100	410,600
70	271,400	326,400	391,100	411,800
71	272,700	328,500	392,200	413,000
72	274,100	330,500	393,400	414,200
73	274,900	332,600	394,400	414,800
74	275,900	334,700	395,500	415,600
75	277,100	336,900	396,600	416,300
76	278,100	339,100	397,700	416,800
77	279,300	340,800	398,600	417,100
78	280,300	342,700	399,500	417,500
79	281,500	344,400	400,500	417,900
80	282,400	346,200	401,500	418,300
81	283,600	348,000	402,300	418,600
82	284,400	349,800	403,100	419,000
83	285,400	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	

113	303,800	385,400	415,700		
114	304,000	386,300	416,000		
115	304,200	387,200	416,300		
116	304,500	388,100	416,500		
117	304,800	388,900	416,700		
118	305,100	389,600			
119	305,400	390,400			
120	305,700	391,200			
121	305,900	391,800			
122	306,100	392,600			
123	306,300	393,300			
124	306,600	394,000			
125	306,900	394,600			
126		395,300			
127		395,800			
128		396,400			
129		397,100			
130		397,700			
131		398,200			
132		398,700			
133		399,000			
134		399,300			
135		399,600			
136		399,900			
137		400,200			
138		400,500			
139		400,800			
140		401,100			
141		401,400			
142		401,700			
143		402,000			
144		402,300			
145		402,500			
146		402,800			
147		403,100			
148		403,300			
149		403,500			
150		403,800			
151		404,100			
152		404,300			
153		404,500			
154		404,800			
155		405,100			
156		405,300			
157		405,500			
再任用職員	225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表 7

### 第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

### 第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

## 別表 8

### 特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000



# 人事行政における当面の諸課題に関する報告





## 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきた。全国的に公務員の人材確保が依然として厳しい状況にある中、令和4年度の大学卒業程度試験においては、行政職全体として前年度を上回る受験者を確保することができ、これまでの取組による一定の成果も現れている。

一方で、過去数年の受験者数の推移をみると全体として減少しており、一部の技術系職種については人材確保が困難な状況が続いている。今後の若年人口の減少の進展やデジタル人材などの単独で育成が困難な人材の確保を進めることなどを踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況下においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、試験制度の研究・改善を行うとともに、職員の有する経験をより適切に処遇に反映することが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の引き下げ、受験しやすい基礎能力試験の実現等が検討されている。本県においても、こうした状況を見越して、人材確保が困難な技術職等について、試験制度の見直し等による人材確保策の検討が必要である。

また、「情報」や「防災」といった専門的な知識・経験の蓄積が必要な職種については、これまでの新卒採用に加えて、適切な処遇の下での社会人経験者採用や任期付職員採用等によって外部人材を確保し、必要な民間

の知見を積極的に公務に取り入れていくことも重要である。

## (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修を通じた効果的な目標設定方法の周知、評価者研修を通じた管理職員の評価スキルの向上、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための取組を継続しているところである。

国においては、本年10月に評語の細分化等が施行され、人事評価により職員の能力や実績をよりきめ細かく的確に把握し任用・給与等に反映するなど、能力・実績に基づく人事管理が推進されている。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためには、本県においても、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を人材育成の観点から活用するとともに、任用、給与等に適切に反映し、能力・実績に基づく人事管理を徹底することが求められる。

各任命権者においては、改めて制度の内容を検証し、能力・実績に基づく人事管理を推進していくことが重要である。

## (3) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを向上していくことが求められる。各任命権者においては、職員の意欲的な能力開発に結び付くOJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOff-JTの推進に継続的に

取り組んでいる。

今後こうした取組を継続することが重要であり、OJTについては、新型コロナウイルス感染症への対応やテレワークの普及等により勤務環境や職員同士のコミュニケーションの取り方が変化する中で、各職場の状況に応じた方法で実施する必要がある。また、Off-JTについては、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で研修等がオンライン中心となっているが、職員に求められる知識・スキルの習得・定着に向けて、対面とオンラインを効果的に組み合わせて実施する必要がある。

特に若年層の職員への人材育成については、各職場において、成長を実感しながら、やりがいを持って働けるよう、職員のOJT及びOff-JTをきめ細かく進めていくことが重要である。

#### (4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展や新型コロナ危機など、本県を取り巻く環境は日々変化し、県職員が向き合う行政課題は多様化・複雑化している。こうした変化に対応し、行政ニーズに応えていくためには、従来どおりの視点や画一的な考え方ではなく、新しい視点や多様な背景を持った職員が協力し、課題解決に取り組んでいくことが求められる。

##### (女性の活躍の推進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、これまでに、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。

この計画に定めた目標の達成に向けて、今後も着実に取組を進めていくことが必要である。

##### (障害者雇用の推進)

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要である。障害者雇いを推進することは各任命権者の責務であり、令和3年度からは、新たに知的障害者及び精神障

害者の採用を行っている。

各任命権者においては、障害の状況に応じた合理的配慮のあり方などについて個別に検討の上、障害者が、職場においてその能力を十分に発揮できる環境を具体的に整えていく必要がある。

(会計年度任用職員の勤務環境等の整備)

会計年度任用職員制度については、令和2年4月の制度開始以降、所要の見直しを行ってきたところである。

今後もそれぞれの職の状況を適切に把握し、他の都道府県や国の非常勤職員との均衡を踏まえつつ、意欲を持って働くことができる環境等を整えていくことが必要である。

性差、障害の有無、各々が抱える事情や勤務形態の違いなどはもとより、そもそも職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。後述する働き方改革の取組の推進などを通じて、この差異を組織内の多様性として互いに認め合い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、多様化・複雑化する行政課題の解決に結び付けていくことが重要である。

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減、仕事と暮らしの両立支援、テレワーク等の柔軟な働き方などの働き方改革を推進し、勤務環境の整備を進めていくことが重要である。

これにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の暮らしの充実」の好循環を生み出すことで、自身のWell-being（肉体的にも精神的にも社会的にも、全てが満たされた状態）の実現を図る必要がある。

## (1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められているところである。

令和3年度の時間外勤務は、教育委員会では前年度と変わらず、警察本部では前年度より減少したが、知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策業務などのため、前年度より増加した。

知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策の業務を担う職員について、長時間勤務を是正するために大規模な対策が実施されたものの、本庁で、特定の職員が令和2年度から2会計年度続けて年1,000時間を超える時間外勤務を行った事例が9件発生するとともに、特定の職員が10か月続けて100時間以上の時間外勤務を行う事例が発生するなど、是正に至らず長期に及ぶ事例が散見され、また、保健所業務を担う地方機関でも、令和4年1月以降、長時間勤務が常態化する事例が多数発生しており、過重労働による健康障害の発生が懸念される状況にある。

加えて、一般的には特例業務には該当しないと思われる業務のために上限時間を超える時間外勤務を命じたり、業務負担の見直しや勤務時間の割振り変更など、上限時間を超えて時間外勤務を命じる事態を回避するための管理監督者による適切なマネジメントが行われていない不相当な運用事例も散見された。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、その適用は慎重かつ厳格に行われなければならない、適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないものである。その上で、上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸

念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。特に、長時間勤務の常態化を早急に是正することが喫緊の課題である。

長時間勤務の常態化、特に上限時間を超える時間外勤務の常態化を是正するためには、徹底した業務の精選・合理化等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に見合った人員配置を行うなどの取組をさらに推進するとともに、管理監督者が個々の職員の上限時間を適切に把握し、特定の職員への業務負担の集中緩和を図るなど、上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実にやっていく必要がある。特に、長時間勤務が常態化し、長期に及んでいる職場・職員については、これまでの取組の課題を検証した上で、こうした取組を重点的にやっていく必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し必要な指導及び助言を行っていく。特に、知事部局については、長時間勤務の常態化が是正に至らず長期に及んだことも踏まえ、長時間勤務の常態化が早急に是正されるよう、今後の取組の進展等、状況を注視しつつ、必要な指導及び助言を行っていく。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

令和3年度における県立学校教員の長時間労働の状況については、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、依然として多くの教員が長時間労働を行っている。

教育委員会では、令和2年に、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則、月45時間、年360時間とすることなどを定めた「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」を制定し、併せて、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定するとともに、

「学校における働き方改革取組方針」を改定して、令和4年度までの目標を定め、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

「学校における働き方改革取組方針」の期間の満了が近づいている点も踏まえて、同取組方針に定める目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。また、次期取組方針の策定に向けては、教員の負担をより一層軽減するため、教員の勤務実態を十分に把握し、現取組方針に基づく取組の効果検証を行った上で、より実効性のある取組を検討することが必要である。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教職員の働き方改革が着実に推進されるように、県教育委員会においては、市町教育委員会と連携を図るとともに、市町教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の暮らしの充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

## (2) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、令和3年度に行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

中でも、男性職員の育児休業については、各任命権者において取得を促

進する取組が行われており、年々取得率は上昇しているものの、警察本部と教育委員会では取得率が低い水準に留まっており、職務や勤務環境により取得率に差が生じている状況である。

今年度、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務化や、育児休業の取得回数制限の緩和など、会計年度任用職員を含めて育児休業の取得が促進されるよう制度改正を行ったところであり、今後男性職員の育児休業の取得を更に促進するため、制度の周知や意識啓発を図っていく必要がある。

### (3) テレワーク等の新しい働き方の推進

コロナ禍において、「新しい生活様式」に対応した新たな働き方が求められる中、各任命権者において、業務効率化や仕事と暮らしの両立支援の観点を踏まえ、県庁働き方改革や広島県行政デジタル化推進アクションプランなどにより、WEB会議やテレワークの推進など、様々な取組が進められている。

テレワーク等の柔軟な働き方は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現に資するものであり、公務能率の向上や多様な有為の人材確保につながるものである。

引き続き、テレワーク等の柔軟な働き方をより一層推進し、その利用の拡大・定着を図っていく必要がある。

## 3 職員の健康管理等

### (1) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、退職者の数や割合は、増



加傾向にある。中でも、20歳代の若年層職員の精神疾患発生率が近年著しく上昇していることが認められ、組織運営上の大きな課題となりつつある。精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

## (2) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、一昨年のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、要綱の整備に併せて「懲戒処分の指針」の改正を行って以降、職員による相談件数が増加しているところである。

また、近年多様な価値観が広がっている中、いわゆるLGBTQなどの性的マイノリティに対するハラスメントについても職員の理解促進を図っていくことが重要である。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

## (3) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置との balan

スのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

#### 4 高齢層職員の雇用と定年引上げ

定年の引上げについては、昨年6月の地方公務員法の改正を踏まえ、今般、関係条例が整備され、令和5年4月から、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制などの諸制度の導入や給与等に関する措置が行われることとなった。

各任命権者においては、60歳を超える職員が培ってきた多様な知識と経験を公務内で積極的に活用できるよう、組織における役割を明確化し、加齢に伴う身体機能の低下なども踏まえながら、定年まで働き続けられる環境の整備に取り組むとともに、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用者を継続的に確保していく必要がある。

また、関係条例の整備により、定年前再任用短時間勤務制の導入とともに、暫定再任用制度が経過措置されており、今後も再任用職員が公務に従事することから、各任命権者においては、引き続き意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験が最大限発揮されるよう環境整備に努めていく必要がある。

#### 5 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ行為の懲戒処分事案が後を絶たない。このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。



# 人事院の給与勧告等の概要



## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

#### ○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

#### ○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

### 〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

### 〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他の取組

### (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

### (2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

## 4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

#### 【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

#### 【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し



## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

### 1 人材の確保

#### 【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

#### 【対応】

##### (1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

##### (2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

### 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

#### 【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

#### 【対応】

##### (1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

##### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

### 3 勤務環境の整備

#### 【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開  
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

##### (3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

##### (4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

##### (5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

# 說 明 資 料



# 目 次

1 職員給与関係資料	
令和4年人事統計調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
その1 給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
その2 給料表別，級別平均年齢	2
その3 給料表別，年齢別人員分布	3
その4 給料表別，級別，年齢別人員分布	4
1 行政職給料表	4
2 公安職給料表	5
3 教育職給料表(二)(ロ)	6
4 教育職給料表(三)(イ)	7
5 研究職給料表	8
6 医療職給料表(一)	9
7 医療職給料表(二)	10
8 医療職給料表(三)	11
その5 給料表別，級別平均経験年数	12
第2表 職員の給料表別，学歴別，性別人員構成比	12
第3表 職員の給与額	13
その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	13
その2 行政職給料表の経験年数別，学歴別人員及び平均給料月額	14
第4表 職員の扶養手当の支給状況	15
第5表 職員の地域手当の支給状況	16
第6表 職員の住居手当の支給状況	17
第7表 職員の管理職手当の支給状況	18
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	18
第9表 職員の通勤手当の支給状況	19
第10表 給料表別，級別，号給別人員分布	20
その1 行政職給料表	20
その2 公安職給料表	22
その3 教育職給料表(二)(ロ)	24
その4 教育職給料表(三)(イ)	26
その5 研究職給料表	28
その6 医療職給料表(一)	30
その7 医療職給料表(二)	32
その8 医療職給料表(三)	34
第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布	36
第12表 再任用職員の給料表別，級別，年齢別人員分布	36
その1 フルタイム勤務職員	36
その2 短時間勤務職員	36

## 2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	37
第13表 企業規模別調査事業所数	38
その1 産業別，企業規模別調査事業所数	38
その2 地域別，企業規模別調査事業所数	38
第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給	39
第15表 民間における初任給の改定状況	40
第16表 企業規模別，職種別，学歴別給与額等	41
その1 給与比較の対象職種	41
1 企業規模計	41
2 企業規模500人以上	43
3 企業規模100人以上500人未満	45
4 企業規模100人未満	47
その2 給与比較の対象外職種	49
第17表 職種に対応する級（行政職給料表）	50
第18表 民間における特別給の支給状況	51
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第20表 民間における家族手当の支給状況	52
第21表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	52
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	52
その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	52
第22表 民間における定年制の状況	53
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	53
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち，60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	53

## 3 生計費及び労働経済関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法の概要	54
第25表 広島市における費目別，世帯人員別標準生計費	54
第26表 労働経済指標	55

# 1 職員給与関係資料





## 令和4年人事統計調査の概要

### 1 目的と時期

職員の給与を検討するため、令和4年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

### 2 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等

(給料表別の主な職種等)

- ・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表 : 警察官
- ・教育職給料表(二)(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・教育職給料表(三)(イ) : 中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
- ・医療職給料表(一) : 病院等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(二) : 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師等
- ・医療職給料表(三) : 保健所等に勤務する保健師等

### 3 調査事項

#### (1) 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数等

#### (2) 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

### 4 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入、職員1人当たりの平均値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

### 第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適用 人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均 経験年数 (年)
全給料表	23,246	40.5	18.7
行政職給料表	5,841	42.5	20.8
公安職給料表	5,146	38.3	18.1
教育職給料表(二)(ロ)	3,815	42.6	20.1
教育職給料表(三)(イ)	7,900	39.2	16.8
研究職給料表	268	44.2	21.5
医療職給料表(一)	43	39.7	16.0
医療職給料表(二)	149	42.5	18.0
医療職給料表(三)	84	37.0	14.2

その2 給料表別、級別平均年齢

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	42.5	26.0	35.5		48.6	53.9	54.7	55.6	55.7		
公安職給料表	38.3	22.0	27.0		33.1	41.2	47.7	53.2	50.8	55.1	56.7
教育職給料表(二)(ロ)	42.6	46.0	41.6	50.5	55.3	57.1					
教育職給料表(三)(イ)	39.2	—	37.2	50.5	51.9	56.4					
研究職給料表	44.2	—	29.1		47.2	54.9	57.8				
医療職給料表(一)	39.7	28.4	33.1		43.2	55.9					
医療職給料表(二)	42.5	27.5	35.5		48.2	54.9	56.4				
医療職給料表(三)	37.0	25.3	33.7		50.6	54.9	—				

その3 給料表別，年齢別人員分布

給料表 年齢	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (一)(ロ)	教育職 給料表 (一)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
18	44	21	23						
19	38	16	22						
20	93	47	45		1				
21	63	22	40		1				
22	517	112	109	31	263				2
23	578	120	134	56	259	4		1	4
24	698	146	124	86	330	6		1	5
25	682	143	120	82	321	6	2	3	5
26	611	142	110	74	270	5	1	3	6
27	747	143	153	107	329	5	2	4	4
28	594	125	116	97	238	8	3	4	3
29	656	140	133	111	265	2	2	3	
30	662	125	139	124	257	6	3	2	6
31	619	88	150	121	240	6	1	8	5
32	619	120	117	110	255	7	2	5	3
33	666	107	195	120	226	7	4	5	2
34	642	134	157	120	218	7	1	3	2
35	624	104	182	104	223	5	1	3	2
36	536	93	168	84	179	3	1	7	1
37	536	77	182	82	180	9	1	3	2
38	550	83	207	95	155	5		3	2
39	525	96	195	72	151	7		3	1
40	479	79	206	56	132	1	1	3	1
41	472	105	184	61	117	3		2	
42	504	113	190	72	124		2	3	
43	491	122	182	67	110	6		4	
44	501	144	179	53	110	9	2	3	1
45	483	140	139	74	116	8	1	5	
46	533	168	118	92	144	3		6	2
47	577	193	140	102	129	8	1	4	
48	633	252	118	86	159	10		8	
49	621	251	111	85	159	9	1	4	1
50	597	224	86	94	179	7	2	4	1
51	576	205	76	96	172	12	1	10	4
52	589	205	69	95	203	10		3	4
53	631	235	70	90	211	17		5	3
54	674	259	71	120	211	9		1	3
55	614	200	65	122	208	13		4	2
56	682	192	65	178	231	11	1	3	1
57	779	188	88	205	276	10	1	9	2
58	776	194	99	187	276	13	2	3	2
59以上	734	168	69	204	272	11	4	4	2
計	23, 246	5, 841	5, 146	3, 815	7, 900	268	43	149	84

その4 給料表別, 級別, 年齢別人員分布

1 行政職給料表

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
18	21							21
19	16							16
20	47							47
21	22							22
22	112							112
23	120							120
24	146							146
25	143							143
26	142							142
27	143							143
28	125							125
29	67	73						140
30	25	99		1				125
31	11	77						88
32	3	117						120
33		107						107
34	1	133						134
35	2	101	1					104
36		89	4					93
37	1	65	11					77
38	1	71	11					83
39	1	25	70					96
40		15	64					79
41	1	22	80		2			105
42		16	96	1				113
43		15	105	1		1		122
44	1	14	126	2			1	144
45		16	116	7	1			140
46		10	146	11	1			168
47	2	9	162	17	2	1		193
48		10	210	25	6	1		252
49	1	6	206	30	6	2		251
50	1	5	160	44	12	2		224
51	4	7	130	55	8	1		205
52	2	6	122	49	22	4		205
53	3	3	143	68	17	1		235
54		12	126	90	27	3	1	259
55		4	81	71	33	10	1	200
56	1	1	74	71	30	11	4	192
57	1		69	74	24	18	2	188
58	2	4	64	71	32	18	3	194
59以上	15	2	55	63	28	4	1	168
計	1,183	1,134	2,432	751	251	77	13	5,841

2 公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	23									23
19	22									22
20	45									45
21	40									40
22	109									109
23	134									134
24	30	90	4							124
25	9	109	2							120
26	5	97	8							110
27	5	125	22	1						153
28	1	89	23	3						116
29	1	102	29	1						133
30	1	48	87	3						139
31		16	127	6			1			150
32	2	2	104	9						117
33		5	165	25						195
34			133	24						157
35		1	103	78						182
36			70	97	1					168
37			70	109	3					182
38		1	50	150	6					207
39			10	180	5					195
40			4	185	15	2				206
41			1	136	42	3	2			184
42				114	62	8	5	1		190
43				104	71	4	3			182
44				104	63	3	9			179
45				60	57	8	14			139
46				48	48	7	15			118
47				43	75	6	16			140
48				35	58	5	20			118
49				29	58	9	15			111
50				23	38	7	18			86
51				15	32	12	16	1		76
52				19	17	15	15	3		69
53				17	21	15	12	5		70
54				20	19	12	13	4	3	71
55				15	13	19	12	2	4	65
56				5	20	22	8	5	5	65
57				5	31	23	18	4	7	88
58				5	34	34	15	7	4	99
59				2	22	27	11	2	5	69
計	427	685	1, 012	1, 670	811	241	238	34	28	5, 146

3 教育職給料表(二)(ロ)

年齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		31				31
23		56				56
24		86				86
25		82				82
26		74				74
27		107				107
28		97				97
29		111				111
30		124				124
31		121				121
32		110				110
33		120				120
34		120				120
35		104				104
36		84				84
37		81	1			82
38		93	2			95
39		69	3			72
40		56				56
41		59	2			61
42		71	1			72
43		64	3			67
44		49	4			53
45		69	5			74
46	1	85	6			92
47		97	4	1		102
48		83	3			86
49		79	5	1		85
50		81	8	5		94
51		79	7	10		96
52		83	4	6	2	95
53		76	6	6	2	90
54		92	7	15	6	120
55		101	5	12	4	122
56		141	5	25	7	178
57		152	6	19	28	205
58		145	6	16	20	187
59		164	6	14	20	204
計	1	3,496	99	130	89	3,815

4 教育職給料表(三(イ))

年齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20		1				1
21		1				1
22		263				263
23		259				259
24		330				330
25		321				321
26		270				270
27		329				329
28		238				238
29		265				265
30		257				257
31		240				240
32		255				255
33		226				226
34		218				218
35		222		1		223
36		178		1		179
37		179	1			180
38		154		1		155
39		148	2	1		151
40		128	1	3		132
41		114	1	2		117
42		120		4		124
43		109		1		110
44		102	1	7		110
45		105		11		116
46		123	2	19		144
47		101	2	25	1	129
48		135	5	19		159
49		125	7	26	1	159
50		129	7	40	3	179
51		113	5	47	7	172
52		133	4	49	17	203
53		133	8	48	22	211
54		135	3	40	33	211
55		126	4	42	36	208
56		142	1	33	55	231
57		169		27	80	276
58		174	2	21	79	276
59		173	3	20	76	272
計	0	6,943	59	488	410	7,900

5 研究職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
22						
23		4				4
24		6				6
25		6				6
26		5				5
27		5				5
28		8				8
29		2				2
30		6				6
31		6				6
32		7				7
33		7				7
34		7				7
35		1	4			5
36			3			3
37		1	8			9
38			5			5
39			7			7
40			1			1
41			3			3
42						
43			6			6
44			9			9
45			8			8
46			3			3
47			7	1		8
48			9	1		10
49			9			9
50			3	4		7
51			11	1		12
52			7	3		10
53			11	6		17
54			4	5		9
55			3	9	1	13
56			4	7		11
57			3	7		10
58			5	5	3	13
59			3	6	2	11
計	0	71	136	55	6	268



## 6 医療職給料表(一)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
24					
25	2				2
26	1				1
27	2				2
28	3				3
29	2				2
30	3				3
31	1				1
32		2			2
33	1	3			4
34		1			1
35		1			1
36			1		1
37			1		1
38					
39					
40			1		1
41					
42			2		2
43					
44			1	1	2
45			1		1
46					
47			1		1
48					
49			1		1
50			1	1	2
51				1	1
52					
53					
54					
55					
56				1	1
57				1	1
58				2	2
59				2	2
60				1	1
61					
62					
63				1	1
64					
計	15	7	10	11	43

7 医療職給料表(二)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22						
23	1					1
24	1					1
25	3					3
26	3					3
27	4					4
28	4					4
29	3					3
30		2				2
31		8				8
32		5				5
33		5				5
34		3				3
35		3				3
36		7				7
37		3				3
38		3				3
39		1	2			3
40			3			3
41		1	1			2
42	1		2			3
43			4			4
44			3			3
45			5			5
46		1	5			6
47			4			4
48		1	7			8
49		1	3			4
50			3	1		4
51			8	2		10
52			2	1		3
53			3	2		5
54					1	1
55			2	2		4
56			1		2	3
57			4	5		9
58		1			2	3
59			2	2		4
計	20	45	64	15	5	149

8 医療職給料表(三)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22	2					2
23	4					4
24	5					5
25	5					5
26	6					6
27	4					4
28	3					3
29						
30	1	5				6
31		5				5
32		3				3
33		2				2
34		2				2
35		2				2
36		1				1
37		2				2
38		2				2
39			1			1
40		1				1
41						
42						
43						
44		1				1
45						
46			2			2
47						
48						
49			1			1
50			1			1
51			3	1		4
52			2	2		4
53			1	2		3
54			1	2		3
55			1	1		2
56				1		1
57				2		2
58				2		2
59			1	1		2
計	30	26	14	14	0	84

その5 給料表別, 級別平均経験年数

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	行政職給料表	20.8	4.5	12.8		27.4	32.3	32.6	33.5	31.5	
公安職給料表	18.1	3.7	8.4		13.3	20.0	26.6	32.4	30.0	34.3	35.8
教育職給料表(二)(ロ)	20.1	26.0	19.1	27.9	32.9	34.7					
教育職給料表(三)(イ)	16.8	—	14.8	27.8	29.4	33.5					
研究職給料表	21.5	—	6.3		24.6	32.0	34.7				
医療職給料表(一)	16.0	4.7	9.6		19.9	31.9					
医療職給料表(二)	18.0	3.0	10.0		24.1	31.1	33.0				
医療職給料表(三)	14.2	2.9	9.8		28.1	32.6	—				

第2表 職員の給料表別, 学歴別, 性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	82.5	5.3	12.3	0.0	58.5	41.5
行政職給料表	71.2	9.2	19.6	—	62.7	37.3
公安職給料表	63.3	4.0	32.7	0.0	89.2	10.8
教育職給料表(二)(ロ)	96.2	3.3	0.5	—	52.0	48.0
教育職給料表(三)(イ)	95.6	4.4	0.0	—	38.8	61.2
研究職給料表	99.6	—	0.4	—	78.4	21.6
医療職給料表(一)	100.0	—	—	—	76.7	23.3
医療職給料表(二)	94.6	5.4	—	—	34.2	65.8
医療職給料表(三)	98.8	1.2	—	—	6.0	94.0

### 第3表 職員の給与額

#### その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

項目	給料表 全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	
		給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	
給料月額(円)	339,217	333,423	333,095	360,977	335,971	366,593	432,863	334,993	306,449	
給料調整額(円)	7,230	383	26	16,559	12,784	3,407	363	3,983	0	
扶養手当(円)	8,745	7,857	14,136	7,917	6,363	10,144	8,430	6,477	1,488	
地域手当(円)	15,217	17,663	16,689	15,789	11,913	16,353	72,711	11,907	12,414	
小計(円) (基準内給与)	370,408	359,325	363,946	401,242	367,032	396,497	514,367	357,360	320,351	
住居手当(円)	6,537	6,477	3,217	7,858	8,082	8,049	1,953	6,615	6,138	
管理職手当(円)	4,735	6,929	1,593	3,723	5,787	1,791	12,791	2,919	0	
その他の手当(円)	3,764	268	1,557	5,716	5,422	634	287,040	5,220	0	
合計(円) (給与月額)	385,444	372,999	370,314	418,540	386,323	406,971	816,151	372,115	326,489	
対前年比	給料月額(%)	99.6	99.3	100.4	99.6	99.2	100.2	101.0	100.7	100.5
	基準内給与(%)	99.6	99.3	100.4	99.6	99.3	100.2	100.8	100.6	100.3
	給与月額(%)	99.6	99.4	100.5	99.7	99.3	100.3	99.4	100.6	100.6

(注) 1 給料月額には、平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

2 その他の手当とは、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当をいう。

その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

経験年数	学歴	大学卒		高校卒	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
		人	円	人	円
1年未満		97	193,972	24	158,678
1年以上 2年未満		101	199,010	17	163,742
2年以上 3年未満		133	209,922	44	168,227
3年以上 4年未満		135	213,213	26	176,503
4年以上 5年未満		128	221,484	27	187,903
5年以上 6年未満		116	226,681	35	195,256
6年以上 7年未満		131	233,412	23	213,584
7年以上 8年未満		127	246,676	24	211,050
8年以上 9年未満		107	252,002	12	217,068
9年以上 10年未満		108	259,636	19	225,835
10年以上 11年未満		123	266,424	10	224,997
11年以上 12年未満		109	274,770	12	242,723
12年以上 13年未満		119	282,272	11	248,756
13年以上 14年未満		62	292,237	5	259,530
14年以上 15年未満		96	299,267	8	271,851
15年以上 16年未満		62	309,995	5	280,844
16年以上 17年未満		44	317,220	13	289,842
17年以上 18年未満		66	324,938	10	291,693
18年以上 19年未満		58	347,182	5	298,510
19年以上 20年未満		74	346,736	18	306,651
20年以上 21年未満		97	357,559	13	316,406
21年以上 22年未満		87	362,832	18	333,941
22年以上 23年未満		86	368,337	7	341,105
23年以上 24年未満		110	375,129	20	353,572
24年以上 25年未満		130	379,730	22	359,325
25年以上 26年未満		116	383,951	14	365,172
26年以上 27年未満		151	387,822	33	366,899
27年以上 28年未満		120	392,799	23	371,546
28年以上 29年未満		129	399,702	36	377,941
29年以上 30年未満		127	399,872	47	383,321
30年以上 31年未満		168	399,243	73	383,698
31年以上 32年未満		133	405,180	65	389,507
32年以上 33年未満		170	412,408	44	394,466
33年以上 34年未満		141	414,260	52	394,158
34年以上 35年未満		119	413,784	44	399,032
35年以上		276	415,737	288	403,675
計		4,156	328,526	1,147	334,533

第4表 職員の扶養手当の支給状況

給料表 区分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数		人 9,482	人 2,187	人 3,158	人 1,511	人 2,442	人 121	人 16	人 41	人 6
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 21,438	円 20,983	円 23,035	円 19,989	円 20,585	円 22,467	円 22,656	円 23,537	円 20,833
扶 養 親 族 数	配偶者	人 4,978	人 1,100	人 2,140	人 689	人 956	人 69	人 15	人 9	人 —
	子	14,906	3,231	5,388	2,192	3,796	189	25	75	10
	上記以外 の者	300	82	37	67	113	—	—	1	—
	計	20,184	4,413	7,565	2,948	4,865	258	40	85	10
	うち 年齢加算 を受ける 子	4,000	1,185	955	674	1,072	76	3	30	5

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

区分	給料表 受給者数 及び平均 手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数(人)	23,238	5,833	5,146	3,815	7,900	268	43	149	84
	平均額(円)	15,222	17,687	16,689	15,789	11,913	16,353	72,711	11,907	12,414
東京都特別区に勤務する者	人数(人)	28	26	2	—	—	—	—	—	—
	支給割合 18.7%	平均額(円)	60,618	61,126	54,020	—	—	—	—	—
医療職給料表の(一)適用者	人数(人)	43	—	—	—	—	—	43	—	—
	支給割合 16%	平均額(円)	72,711	—	—	—	—	72,711	—	—
大阪府大阪市に勤務する者	人数(人)	3	3	—	—	—	—	—	—	—
	支給割合 14.7%	平均額(円)	57,016	57,016	—	—	—	—	—	—
広島市及び安芸郡中府に勤務する者	人数(人)	7,531	3,477	2,613	1,059	253	96	—	11	22
	支給割合 6.2%	平均額(円)	22,503	21,779	22,395	24,835	23,546	23,837	—	21,275
上記を除く内域の地域に勤務する者	人数(人)	15,631	2,326	2,530	2,756	7,647	172	—	138	62
	支給割合 3.2%	平均額(円)	11,465	11,039	10,756	12,313	11,528	12,176	—	11,161
上記以外に勤務する者	人数(人)	2	1	1	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	23,528	3,845	43,210	—	—	—	—	—	—



第6表 職員の住居手当の支給状況

区分	給料表								
	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数	人 5,889	人 1,459	人 615	人 1,167	人 2,503	人 83	人 3	人 39	人 20
手当月額 11,000円以下 の受給者	22	6	1	9	6	—	—	—	—
手当月額 11,100円以上 28,000円未満 の受給者	3,014	644	258	597	1,452	32	—	18	13
手当月額 28,000円(上限) の受給者	2,853	809	356	561	1,045	51	3	21	7
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 25,739	円 25,900	円 26,449	円 25,665	円 25,500	円 25,988	円 28,000	円 25,274	円 25,780

借配偶者等 の居借 住する	受給者数	人 28	人 3	人 22	人 3	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —
	1人当たり 平均手 当月額	円 13,282	円 14,000	円 13,155	円 13,500	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
区 分										
受 給 者 数		人 1,878	人 592	人 110	人 269	人 889	人 6	人 5	人 7	人 -
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		円 58,608	円 68,370	円 74,545	円 52,807	円 51,429	円 80,000	円 110,000	円 62,143	円 -
支 給 区 分	1 種 〔本庁長〕	14	13	-	-	-	-	1	-	-
	2 種 〔本部長〕	103	70	31	-	-	-	2	-	-
	3 種 〔本庁長課〕	342	241	41	25	22	6	2	5	-
	4 種 〔本庁担当監〕	766	100	38	133	493	-	-	2	-
	5 種 〔学校総括事務長〕	549	64	-	111	374	-	-	-	-
	6 種 〔学校事務長〕	104	104	-	-	-	-	-	-	-
手当が支給される主な職			本庁 局長, 部長, 課長, 担当監 地方機関 所長, 次長	警察本部 参事官, 課長 次席 警察署 署長, 副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長, 教頭	小中学校 校長, 教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 担当監

(注) 支給区分欄の〔 〕内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 1人あたり 平均手当月額
人 336	円 34,881

(受給者数の内訳)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上
人 204	人 110	人 3	人 1	人 4	人 14	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	給料表 受給者数及び 平均 手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数(人)	20,111	5,003	3,661	3,569	7,445	226	8	127	72
	平均額(円)	14,368	18,916	7,889	17,218	12,492	23,280	8,918	32,620	20,842
交通機関等 のみを 利用する者	人数(人)	4,230	2,641	1,090	179	178	63	3	44	32
	平均額(円)	17,299	18,539	10,575	23,343	25,373	25,511	15,549	36,723	22,530
交通用具 のみを 使用する者	人数(人)	13,702	1,793	2,344	2,820	6,546	112	3	53	31
	平均額(円)	7,882	7,882	4,810	9,080	8,433	7,940	2,867	10,970	9,787
交通機関等と交通 用具を 併用する者	人数(人)	2,179	569	227	570	721	51	2	30	9
	平均額(円)	49,464	55,436	26,793	55,556	46,168	54,212	8,050	64,850	52,917
駐車料金 に係る 受給者	人数(人)	261	124	28	43	59	4	—	3	—
	平均額(円)	2,219	2,273	1,223	2,448	2,424	2,250	—	1,979	—
自動車 を 駐車する者	人数(人)	162	85	6	26	39	4	—	2	—
	平均額(円)	2,801	2,759	2,913	2,875	2,897	2,250	—	2,500	—
自転車等 を 駐車する者	人数(人)	99	39	22	17	20	—	—	1	—
	平均額(円)	1,276	1,212	762	1,794	1,501	—	—	750	—

第10表 給料表別，級別，号給別人員分布  
その1 行政職給料表

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1		1			203	65	9
2					38	7	3
3					9	5	1
4			1		1		
5		1					
6		1					
7		11		1			
8		5					
9	21	79					
10		8					
11	1	19					
12	1	15					
13	14	84					
14		12					
15	2	17					
16	1	6	1				
17	45	53					
18		11					
19	3	26					
20		22					
21	18	18	2				
22	3	59					
23	6	14	2				
24		21	2				
25	9	20	5				
26	1	25	5				
27	14	56	3				
28	5	21	4				
29	99	21	11				
30	1	17	6				
31	25	27	9				
32	6	55	3				
33	94	21	9				
34	6	18	12	1			
35	25	14	7	1			
36	4	17	8				
37	116	37	27	1			
38	3	12	10	2			
39	25	16	23	2			
40	17	9	4	2			
41	113	48	24	3			
42	5	7	5	4			
43	21	17	22	5			
44	6	11	14	3			
45	106	40	27	6			
46	5	9	10	6			
47	34	13	39	11			
48	9	1	12	6			
49	94	24	27	11			
50	9	4	8	25			
51	24	14	45	43			
52	14	7	8	21			
53	97	6	40	46			
54	16	3	8	35			
55	16	5	51	54			
56	8		10	28			
57	3	4	45	40			
58		2	16	38			
59	1	3	45	45			
60			16	26			
61	1	1	34	27			
62	2	2	18	36			
63		3	52	20			
64	1	2	13	25			
65		3	50	8			
66		3	26	15			
67		3	71	13			
68			18	13			
69	1	2	43	9			
70		2	39	18			
71			37	12			
72	1		49	5			
73	1	1	30	7			
74		1	25	3			
75	1		29	7			
76		3	27	4			
77		2	67	4			
78			26	3			
79		1	46	2			
80			31	5			

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81		1	1	47	3			
82			1	56	3			
83				17	4			
84				22	2			
85		1		28	37			
86				31				
87		1	1	56				
88				22				
89				33				
90		1	1	17				
91		1		60				
92				17				
93		24		44				
94			1	21				
95				55				
96			2	24				
97				58				
98			1	18				
99				46				
100				19				
101				60				
102				41				
103			1	30				
104			1	34				
105				219				
106								
107			1					
108								
109			1					
110								
111								
112								
113			6					
計		1, 183	1, 134	2, 432	751	251	77	13
合計人員							5, 841	

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が0人の号給は空欄とした(以下第10表の各表において同じ。)

その2 公安職給料表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7		23								
8										
9		2			1					
10		1						1		
11		4			1					
12										
13		16		4	1					
14										
15		9			1					
16		5								
17		33		2						
18					1					
19		5								
20		1		1						
21		33		6	3					
22		3			1					
23		75		3						
24		5	2	1	1					
25		40	94	16	1				1	
26		8	3		1					
27		7	18	3						
28		9	9	2						
29		104	82	18	1					
30		2	9		1					
31		15	13	4	3	3				
32		10	11	4	1	1				
33		3	71	24	4	1				6
34		1	5	1	3	1				4
35			19	4	11	2				2
36		3	10	7	1	1				2
37		3	82	76	10					6
38			9	17	3					1
39		2	9	24	8	1	1	3		1
40			17	27	5	1	1			3
41			63	69	20	2		2		1
42		1	11	13	17	1	4	1		
43			23	27	27	1		1		1
44		1	17	26	22	1	2	2		
45			58	50	27	16	3	2		1
46			7	21	17	12	3	1		
47			18	31	26	19	2	3	3	
48			17	29	21	15		3	3	2
49			1	60	39	18	3	3	5	
50			1	36	22	21	1	4	5	
51			1	36	40	27	1	1	7	
52				20	23	12	2	3	4	
53			1	58	49	20	3	7		
54				29	32	20	2	4	4	
55		1		32	54	24	1	5	2	
56				29	42	18		4	1	
57			1	26	51	14	1	19		
58				20	36	15	2	4		
59				18	60	18	2	12		
60				18	38	17		11		
61		1	1	24	45	20	1	17		
62		1		8	36	9	2	7		
63				18	48	21	4	10		
64				15	36	11		7		
65				13	44	16	3	7		
66				12	26	21	2	6		
67				20	57	24	2	7		
68				10	28	17		6		
69			1		44	16	3	8		
70					28	13		2		
71					22	27	2	6		
72					23	19	1	5		
73					31	26	2	6		
74					26	19	1	4		
75					24	35		2		
76					21	17	3	4		
77					28	17	4	3		
78					21	5	5	2		
79					25	16	3	2		
80					23	6	2	4		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
81					19	15	6	2		
82			1		4	5	2	2		
83					14	11	5	2		
84					20	8	8	3		
85					13	11	32	18		
86					7	10	10			
87					8	7	21			
88					10	6	5			
89					13	14	12			
90					5	8	2			
91					7	11	18			
92					6	11	3			
93					11	37	43			
94					6					
95					7					
96					5					
97					13					
98					2					
99					7					
100					6					
101					10					
102					4					
103					8					
104										
105					7					
106					1					
107					4					
108					4					
109					8					
110					4					
111					7					
112					2					
113					4					
114					3					
115					2					
116					4					
117					8					
118					3					
119					7					
120					5					
121					7					
122					7					
123					7					
124					2					
125					7					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		427	685	1,012	1,670	811	241	238	34	28
								合計人員	5,146	

その3 教育職給料表(二)(ロ)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5			31			
6						
7			2			
8						
9			55			
10						
11			7			
12			2			
13			59			
14			1			
15			13			
16			4			
17			68			
18			2			
19			14			
20			1			
21			57			
22			6			
23			15			
24			6			
25			77			
26			4			1
27			17			2
28			3			1
29			75			3
30						
31			14			6
32			10			5
33			76			10
34			2			7
35			31			8
36			8			7
37			84			39
38			6			
39			34	1		
40			10			
41			75			
42			4			
43			22			
44			9	1		
45			72			
46			1			
47			33	2		
48			12			
49			78			
50			8			
51			34	2		
52			9			
53			59			
54			4			
55			37		1	
56			16		1	
57			59			
58			8		1	
59			27	1	1	
60			10		4	
61			40	3	8	
62			10		3	
63			30		4	
64			9	1	8	
65			30	3	6	
66			8		8	
67			34	3	7	
68			8		4	
69			33	1	7	
70			10		8	
71			30		2	
72			9		3	
73			38	1	5	
74			9	1	5	
75			20	1	9	
76			11	1	8	
77			24	1	27	
78			13	1		
79			17	1		
80			12	1		



号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			21	2		
82			5	1		
83			30	1		
84			16	1		
85			28	2		
86			13			
87			20	1		
88			12	2		
89			28	3		
90			15	4		
91			18	2		
92			14	1		
93			23	4		
94			13	7		
95			16	2		
96			12	4		
97			29	3		
98			15	1		
99			21	3		
100			22	3		
101			24	1		
102			11			
103			26	2		
104			20	3		
105			30	2		
106			14	1		
107			22	2		
108			17	2		
109			34			
110			9			
111			13	4		
112			16	1		
113			24	3		
114			10			
115			18			
116			19	3		
117	1		30	2		
118			16			
119			28			
120			15			
121			29			
122			13			
123			31			
124			26			
125			32			
126			28			
127			29			
128			29			
129			40			
130			36			
131			45			
132			48			
133			60			
134			71			
135			98			
136			95			
137			70			
138			54			
139			59			
140			26			
141			19			
142			8			
143			8			
144			1			
145			8			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		1	3,496	99	130	89
					合計人員	3,815

その4 教育職給料表(三)(イ)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			1			
8						
9			1			
10						
11						
12						
13						
14						
15						1
16			1			
17			262			
18						
19			12			1
20			4			2
21			246			2
22			1			4
23			17		1	17
24			5			29
25			293		1	31
26			4			39
27			16			38
28			4			25
29			297			24
30			1			25
31			25			21
32			17			23
33			226			10
34			6			22
35			35			24
36			15			16
37			266			56
38			1			
39			32		1	
40			13		1	
41			196			
42			5		2	
43			36			
44			15		1	
45			204	1	1	
46			6		2	
47			45		1	
48			24			
49			178			
50			6		1	
51			42	1	1	
52			20	1	4	
53			166		3	
54			10		2	
55			48		2	
56			28		1	
57			171	2		
58			13		1	
59			63		5	
60			23		6	
61			121		2	
62			16		3	
63			58	1	4	
64			35		3	
65			139		5	
66			22		7	
67			59		8	
68			27		8	
69			94		3	
70			24		8	
71			63	1	4	
72			22		11	
73			68	2	13	
74			25		7	
75			65		11	
76			25		13	
77			75	1	25	
78			10		9	
79			46	1	21	
80			23	1	33	

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			68		19	
82			11	2	23	
83			55		27	
84			27	2	14	
85			67		23	
86			16	2	23	
87			48	2	28	
88			22	1	15	
89			49		12	
90			17	3	18	
91			43	2	17	
92			20	1	9	
93			59	2	25	
94			25	3		
95			23	2		
96			25	1		
97			46	2		
98			26	7		
99			37	3		
100			17	1		
101			43	2		
102			21			
103			30			
104			18			
105			34			
106			26			
107			32	1		
108			24	1		
109			36	1		
110			19	2		
111			34	2		
112			30			
113			40			
114			27	1		
115			38			
116			21	1		
117			42			
118			41			
119			33			
120			28			
121			25			
122			25			
123			31			
124			29			
125			29			
126			19			
127			32			
128			28			
129			25			
130			30			
131			30			
132			23			
133			27			
134			30			
135			34			
136			31			
137			37			
138			43			
139			39			
140			44			
141			49			
142			52			
143			62			
144			64			
145			95			
146			107			
147			128			
148			76			
149			96			
150			65			
151			36			
152			23			
153			21			
154			2			
155			6			
156			2			
157			13			
計		0	6, 943	59	488	410
					合計人員	7, 900

その5 研究職給料表

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1						
2						
3						
4						
5			1			
6						
7						
8						
9			3			
10						
11						
12						
13			6			
14						
15						
16						
17			8			
18						
19						
20			1			
21			4			
22						
23			3	5		
24				3		
25			5			
26						
27			1	6		
28			1			
29			4	1		
30						
31				7		
32				1		
33			1	1		2
34						
35			2	2		
36			1			
37			2			1
38			1			
39				2		
40				2		2
41			6			
42						
43			1			1
44			2	1		
45			4	1	1	
46						
47			1			
48						
49			4	2	1	
50					1	
51			2		2	
52			2			
53			5		4	
54						
55					3	
56				1	4	
57				1	2	
58				6		
59					2	
60				2		
61				1	5	
62				2	2	
63					3	
64				1	3	
65				2	1	
66				5		
67				1	3	
68				1		
69					1	
70					5	
71						
72				1		
73				2	12	
74				3		
75						
76				2		
77				4		
78				3		
79				1		
80				2		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81				1		
82				9		
83				1		
84				2		
85						
86				4		
87						
88				4		
89				40		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	71	136	55	6
					合計人員	268

その6 医療職給料表(一)

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	1			
10				
11				
12				
13	3	1		
14				
15				
16				
17	2	3		
18				
19				
20				
21	4	2		
22				
23			1	
24				
25	3			
26				
27			1	
28	1			
29	1			
30		1		1
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				2
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				1
55				
56				
57				
58				
59			2	
60				
61				2
62				
63				1
64				
65				4
66				
67				
68				
69				
70			1	
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				

身給	級	1 級	2 級	3 級	4 級
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		15	7	10	11
合計人員					43

その7 医療職給料表(二)

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			1			
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16					1	
17						
18			1			
19			1			
20						
21						
22						
23			2			
24						
25						
26			3			
27			2			
28					1	
29	1		2			
30			1		1	1
31			4		2	2
32					1	
33	1		3			
34			1			1
35			1			
36			1			1
37	1					
38					1	
39	1		1			
40						
41	1		3			
42	1					
43	2					
44			1		1	1
45	1		1		1	1
46	1		2		1	1
47	2		1		1	1
48						1
49			1			1
50	1					1
51	1		3		1	
52	1		1			3
53					3	
54						1
55	3				2	
56					1	
57			1			1
58			1			
59	1		1		1	
60			1			
61						
62			1		2	
63					3	
64	1		1			
65					5	3
66					1	
67					1	
68			1		2	
69					1	
70					2	
71					1	
72					1	
73					1	
74					2	
75						
76						
77						
78					1	
79					1	
80						



号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82				3		
83				1		
84						
85				2		
86				3		
87						
88				2		
89						
90						
91				1		
92				1		
93						
94						
95						
96				1		
97				6		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121			1			
122						
123						
124						
125						
計		20	45	64	15	5
					合計人員	149

その8 医療職給料表(三)

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18		1			
19		1			
20					
21					
22					
23		5			
24					
25					
26		1			
27		2			
28					
29		1	1		
30					
31	3				
32		4			
33					
34		1			
35	6				
36					
37		1			
38					
39	3				
40	1	1			
41					
42		1			
43	3				1
44	1				1
45					2
46	1				2
47	5	1			
48					1
49					2
50					1
51	4	1			
52		2			1
53					
54	2	1			2
55	1				
56					
57				1	
58					
59					
60					
61					
62					
63				1	
64				1	
65					
66					
67					
68					
69					1
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78				1	
79					
80					

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82				1		
83				1		
84						
85				2		
86				1		
87						
88						
89						
90						
91				1		
92						
93				1		
94						
95						
96				1		
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
165						
166						
167						
168						
169						
計		30	26	14	14	0
					合計人員	84

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号	給	人	員
1			
2		1	
3			
4			
5		1	
6			
7		1	
		適用職員数	3人

第12表 再任用職員の給料表別，級別，年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布						年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	221	—	221	—	—	—	—	63	71	72	10	5
公安職給料表	60	—	—	—	5	54	1	16	20	11	4	9
教育職給料表(二)(ロ)	307	35	258	—	5	9	—	96	80	51	51	29
教育職給料表(三)(イ)	419	—	370	—	—	49	—	107	117	66	78	51
研究職給料表	2	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—
医療職給料表(二)	4	—	4	—	—	—	—	2	1	1	—	—
医療職給料表(三)	5	—	5	—	—	—	—	1	4	—	—	—

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分

その2 短時間勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布						年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	142 (1)	—	142 (1)	—	—	—	—	16	21	24	49 (1)	32
公安職給料表	10	—	—	—	2	8	—	1	4	3	2	—
教育職給料表(二)(ロ)	203 (203)	3 (3)	200 (200)	—	—	—	—	30 (30)	49 (49)	41 (41)	46 (46)	37 (37)
教育職給料表(三)(イ)	269 (268)	—	269 (268)	—	—	—	—	49 (49)	54 (54)	56 (56)	53 (53)	57 (56)
研究職給料表	14 (1)	—	14 (1)	—	—	—	—	3	1	1	4	5 (1)
医療職給料表(二)	7	—	7	—	—	—	—	1	—	1	2	3
医療職給料表(三)	13	—	13	—	—	—	—	1	3	6	3	—

(注) 表中の数値は、フルタイムの3/4勤務職員（4週間の勤務時間が116時間15分の職員）及びフルタイムの1/2勤務職員（2週間の勤務時間が38時間45分の職員）の合計人数で、（ ）内は、その内フルタイムの1/2勤務職員数を表す。

## 2 民間給与関係資料



## 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関

本人事業委員会、人事院及び広島市人事委員会等

### 3 調査の対象

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,246事業所

なお、本年も、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

#### (2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

3(1)に記載した1,246事業所を、組織、企業規模、産業等により30層に層化し、これらの層から343事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

### 5 調査事項

#### (1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

#### (2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

### 6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

### 第13表 企業規模別調査事業所数

#### その1 産業別, 企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 対 象 事 業 所	事業所 1,246	事業所 554	事業所 483	事業所 209
抽 出 事 業 所	343	148	139	56
調 査 事 業 所 ( 産 業 計 )	290	128	115	47
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	29	15	5	9
製 造 業	129	49	59	21
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	58	27	22	9
卸 売 業 , 小 売 業	17	10	5	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	11	6	5	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	46	21	19	6

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が52所あった。

2 調査対象事業所343所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた342所に占める調査完了事業所290所の割合(調査完了率)は、84.8%である。

3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、調査前の企業規模により計上している。

4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

#### その2 地域別, 企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 事 業 所 ( 地 域 計 )	事業所 290	事業所 128	事業所 115	事業所 47
広 島 市	151	77	55	19
上 記 を 除 く 県 内 の 市	130	46	56	28
県 内 の 町	9	5	4	0



第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,499	210,452	197,322	204,931
	短大卒	185,164	188,309	180,134	※ 188,499
	高校卒	170,538	172,387	164,607	170,685
新卒事務員	大学卒	201,561	205,208	194,896	※ 199,134
	短大卒	169,895	※ 177,072	168,534	—
	高校卒	166,348	172,936	158,818	※ 166,333
新卒技術者	大学卒	211,613	215,195	200,829	※ 210,674
	短大卒	189,523	189,135	190,949	※ 188,499
	高校卒	171,523	172,315	167,381	173,452
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	※ 204,100	※ 204,100	—	—
新卒研究員	大学卒	※ 206,000	—	※ 206,000	—
新卒研究員補助	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大 学 卒	規模計	49.1	( 32.7 )	( 66.5 )	( 0.8 )	50.9
	500人以上	48.7	( 48.1 )	( 51.9 )	—	51.3
	100人以上 500人未満	52.8	( 19.2 )	( 79.1 )	( 1.7 )	47.2
	100人未満	40.2	( 30.1 )	( 69.9 )	—	59.8
高 校 卒	規模計	21.1	( 35.0 )	( 62.3 )	( 2.7 )	78.9
	500人以上	20.0	( 59.4 )	( 38.4 )	( 2.2 )	80.0
	100人以上 500人未満	23.0	( 19.7 )	( 76.4 )	( 4.0 )	77.0
	100人未満	18.6	( 15.9 )	( 84.1 )	—	81.4

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。  
 3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事業 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	19	53.5	807,304	1,680	805,624	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	12	53.8	864,270	266	864,004	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	7	53.0	710,824	4,075	706,749	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	16	54.0	771,690	132	771,558	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	53.9	818,800	254	818,546	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	7	53.5	728,669	0	728,669	
	事務部長	442	52.6	635,825	1,523	634,302	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	373	52.5	649,623	1,589	648,034	
	短大卒	19	52.6	560,542	2,056	558,486	
	高校卒	50	53.1	574,995	925	574,070	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	418	52.9	645,255	2,114	643,141	
	大学卒	338	53.0	661,905	1,653	660,252	
短大卒	24	52.5	650,693	828	649,865		
高校卒	54	52.3	559,036	5,030	554,006		
中学卒	2	54.7	552,726	0	552,726		
事務部次長	91	51.9	557,004	2,510	554,494	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長— 課長間)	
大学卒	74	52.1	577,655	1,452	576,203		
短大卒	3	47.2	484,438	1,003	483,435		
高校卒	14	51.8	475,570	7,697	467,873		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	121	52.1	574,384	2,796	571,588		
大学卒	97	52.0	589,017	3,390	585,627		
短大卒	9	49.9	518,303	1,768	516,535		
高校卒	15	54.6	529,985	0	529,985		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	859	49.4	557,939	9,435	548,504	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	616	48.4	547,194	7,110	540,084		
短大卒	67	50.4	488,123	13,256	474,867		
高校卒	176	52.1	615,301	15,253	600,048		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	1,061	48.9	553,521	12,473	541,048		
大学卒	740	48.4	559,006	9,324	549,682		
短大卒	99	49.4	544,714	18,080	526,634		
高校卒	218	50.5	539,879	21,692	518,187		
中学卒	4	46.2	442,391	175	442,216		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	397	47.8	518,069	45,319	472,750	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長― 係長間)
	大学卒	291	46.4	489,727	43,649	446,078	
	短大卒	29	50.2	502,109	50,665	451,444	
	高校卒	76	51.6	618,112	49,394	568,718	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術課長代理	303	42.3	509,231	59,589	449,642	
	大学卒	230	41.0	510,592	63,586	447,006	
	短大卒	11	46.4	530,325	62,698	467,627	
	高校卒	61	47.3	497,379	38,908	458,471	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	事務係長	923	45.3	448,636	45,834	402,802	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	535	43.4	434,945	41,993	392,952	
	短大卒	105	46.4	402,457	40,852	361,605	
	高校卒	281	48.3	487,945	53,966	433,979	
	中学卒	2	53.8	500,462	111,724	388,738	
	技術係長	914	44.9	500,273	92,163	408,110	
	大学卒	485	41.6	457,049	80,797	376,252	
	短大卒	114	46.1	473,214	80,887	392,327	
高校卒	312	48.5	562,159	109,846	452,313		
中学卒	3	49.1	424,598	44,230	380,368		
事務主任	911	42.1	396,917	52,225	344,692	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長― 係員間)	
大学卒	592	40.2	401,476	56,002	345,474		
短大卒	124	46.7	379,186	48,955	330,231		
高校卒	194	46.0	392,012	41,136	350,876		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	1,129	45.1	465,135	84,533	380,602		
大学卒	708	44.6	473,183	88,725	384,458		
短大卒	120	45.8	440,007	73,263	366,744		
高校卒	299	46.3	453,415	77,540	375,875		
中学卒	2	40.0	380,435	70,925	309,510		
事務係員	3,272	37.8	319,922	38,741	281,181		
大学卒	1,996	34.4	323,045	42,181	280,864		
短大卒	480	45.0	323,503	33,979	289,524		
高校卒	789	41.9	308,932	32,767	276,165		
中学卒	7	44.6	366,264	40,362	325,902		
技術係員	3,139	35.2	352,355	62,871	289,484		
大学卒	2,005	33.0	356,051	65,247	290,804		
短大卒	330	39.3	340,177	53,238	286,939		
高校卒	789	37.9	350,001	61,639	288,362		
中学卒	15	43.1	317,106	53,750	263,356		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	16	54.4	837,153	249	836,904	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	53.8	874,061	282	873,779	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	5	55.7	755,060	176	754,884	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	13	54.9	819,444	162	819,282	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	55.5	892,046	339	891,707	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	6	53.6	768,388	0	768,388	
	事務部長	308	53.0	685,809	669	685,140	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	273	52.9	693,997	528	693,469	
	短大卒	10	52.5	573,438	421	573,017	
	高校卒	25	54.1	645,346	2,054	643,292	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	286	53.3	699,242	1,768	697,474	
	大学卒	249	53.4	707,149	1,930	705,219	
	短大卒	15	54.4	699,398	944	698,454	
	高校卒	21	52.1	618,329	545	617,784	
	事務部次長	46	53.0	636,686	293	636,393	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)
	大学卒	44	52.7	641,062	307	640,755	
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	68	53.0	679,414	5,146	674,268		
大学卒	60	52.8	678,682	5,875	672,807		
短大卒	3	48.9	691,390	0	691,390		
高校卒	5	58.0	680,081	0	680,081		
事務課長	615	49.7	595,626	9,942	585,684	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	451	48.6	577,371	6,323	571,048		
短大卒	39	51.1	529,780	17,487	512,293		
高校卒	125	52.6	666,980	18,916	648,064		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	706	49.4	603,619	15,538	588,081		
大学卒	512	49.0	603,120	11,387	591,733		
短大卒	63	50.0	606,012	21,039	584,973		
高校卒	130	51.4	604,924	31,838	573,086		
中学卒	X	X	X	X	X		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	238	48.9	573,353	48,868	524,485	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長—係長間)
	大学卒	165	47.4	534,445	44,889	489,556	
	短大卒	15	50.4	567,323	61,830	505,493	
	高校卒	57	51.9	669,179	55,822	613,357	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術課長代理	215	42.0	540,953	69,006	471,947	
	大学卒	169	40.5	539,577	72,941	466,636	
	短大卒	9	47.5	528,494	40,596	487,898	
	高校卒	37	49.9	552,367	50,666	501,701	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	609	45.3	475,611	49,024	426,587	係の長及び係長級専門職
	大学卒	346	43.3	459,862	46,176	413,686	
	短大卒	57	45.8	431,581	45,245	386,336	
	高校卒	204	48.4	512,001	54,095	457,906	
	中学卒	2	53.8	500,462	111,724	388,738	
	技術係長	541	45.5	559,247	111,587	447,660	
	大学卒	250	42.0	519,836	103,976	415,860	
	短大卒	69	46.6	520,812	89,126	431,686	
高校卒	220	48.3	603,559	124,128	479,431		
中学卒	2	47.9	418,730	46,774	371,956		
事務主任	553	42.6	428,079	59,459	368,620	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長—係員間)	
大学卒	355	41.1	433,478	63,862	369,616		
短大卒	68	47.6	432,856	64,777	368,079		
高校卒	129	45.4	408,425	42,077	366,348		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	710	46.6	507,285	96,627	410,658		
大学卒	443	46.6	513,122	99,003	414,119		
短大卒	76	46.1	491,217	90,652	400,565		
高校卒	189	46.7	496,787	91,881	404,906		
中学卒	2	40.0	380,435	70,925	309,510		
事務係員	2,168	38.1	335,881	43,754	292,127		
大学卒	1,359	34.4	336,397	47,350	289,047		
短大卒	273	45.8	349,739	40,849	308,890		
高校卒	530	43.2	326,283	35,859	290,424		
中学卒	6	45.0	373,681	44,611	329,070		
技術係員	2,166	34.9	370,432	70,874	299,558		
大学卒	1,380	32.7	376,740	74,397	302,343		
短大卒	201	38.3	372,334	63,945	308,389		
高校卒	576	37.5	360,226	66,901	293,325		
中学卒	9	42.8	317,374	57,184	260,190		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	3	48.6	627,619	10,291	617,328	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	X	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	46.3	599,067	13,925	585,142	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	3	50.6	585,579	12	585,567	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	49.5	617,072	18	617,054	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	X	X	X	X	X	
	事務部長	119	51.7	554,381	3,188	551,193	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	92	51.6	563,936	3,995	559,941	
	短大卒	6	50.1	542,172	2,088	540,084	
	高校卒	21	52.4	516,381	0	516,381	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	117	52.0	561,212	1,016	560,196	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	78	52.0	570,165	152	570,013	
	短大卒	9	50.1	591,796	687	591,109	
	高校卒	30	52.6	532,168	3,157	529,011	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	44	51.0	484,588	4,683	479,905	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)
大学卒	29	51.5	494,105	3,128	490,977		
短大卒	2	44.7	439,526	1,331	438,195		
高校卒	13	50.9	472,171	8,435	463,736		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	43	50.7	477,962	647	477,315	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	
大学卒	32	50.5	480,401	320	480,081		
短大卒	5	49.9	462,593	2,608	459,985		
高校卒	6	53.0	483,679	0	483,679		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	229	48.6	465,319	8,883	456,436	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	159	47.8	466,816	9,721	457,095		
短大卒	23	50.2	448,723	10,744	437,979		
高校卒	47	50.6	469,173	4,982	464,191		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	292	47.5	454,420	4,542	449,878	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	185	46.8	454,982	2,375	452,607		
短大卒	32	47.8	445,939	14,720	431,219		
高校卒	73	49.2	458,328	5,271	453,057		
中学卒	2	47.5	404,345	0	404,345		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	149	46.0	431,668	40,950	390,718	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長— 係長間)
	大学卒	119	44.9	431,270	42,878	388,392	
	短大卒	13	49.8	429,771	39,544	390,227	
	高校卒	17	50.2	435,968	28,553	407,415	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	75	42.4	416,568	34,182	382,386	
	大学卒	54	42.2	407,103	29,702	377,401	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	19	42.5	416,517	27,201	389,316	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	事務係長	272	45.6	384,926	39,172	345,754	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	161	44.0	384,599	34,428	350,171	
	短大卒	44	47.1	360,267	37,165	323,102	
	高校卒	67	48.7	401,604	51,998	349,606	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	340	43.4	392,777	56,901	335,876	
	大学卒	218	40.9	382,851	53,583	329,268	
	短大卒	41	44.8	382,233	66,676	315,557	
	高校卒	80	49.6	424,216	61,718	362,498	
	中学卒	X	X	X	X	X	
事務主任	331	41.3	341,098	40,145	300,953	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長— 係員間)	
大学卒	218	38.5	340,548	42,160	298,388		
短大卒	51	45.9	317,336	30,905	286,431		
高校卒	62	47.1	361,466	40,450	321,016		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	369	41.8	369,023	55,960	313,063		
大学卒	231	39.3	368,316	61,286	307,030		
短大卒	39	45.6	337,544	36,617	300,927		
高校卒	99	45.5	381,513	52,395	329,118		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	919	36.9	281,710	25,344	256,366		
大学卒	547	33.9	287,869	27,321	260,548		
短大卒	161	44.0	283,957	21,960	261,997		
高校卒	210	39.4	262,889	22,861	240,028		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	805	36.6	289,258	34,408	254,850		
大学卒	526	33.9	291,074	36,371	254,703		
短大卒	102	41.6	268,321	29,994	238,327		
高校卒	173	41.3	297,201	31,365	265,836		
中学卒	4	46.5	312,044	32,763	279,281		



4 企業規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考		
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—		構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	15	53.5	537,110	1,483	535,627	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	8	52.9	534,793	962	533,831		
	短大卒	3	56.5	565,846	5,052	560,794		
	高校卒	4	52.5	521,957	10	521,947		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	15	53.1	500,521	14,388	486,133		
	大学卒	11	53.8	500,968	6,678	494,290		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	3	50.1	487,763	45,858	441,905		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務部次長	X	X	X	X	X	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長— 課長間)	
大学卒	X	X	X	X	X			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	10	54.1	451,054	0	451,054			
大学卒	5	54.8	451,569	0	451,569			
短大卒	X	X	X	X	X			
高校卒	4	53.5	444,300	0	444,300			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	15	50.3	429,928	0	429,928	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職		
大学卒	6	51.7	457,958	0	457,958			
短大卒	5	47.4	408,331	0	408,331			
高校卒	4	52.1	411,967	0	411,967			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	63	48.6	404,630	10,685	393,945			
大学卒	43	48.2	404,317	9,598	394,719			
短大卒	4	51.9	383,296	0	383,296			
高校卒	15	49.0	412,929	17,103	395,826			
中学卒	X	X	X	X	X			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	10	50.3	418,636	20,469	398,167	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長— 係長間)
	大学卒	7	49.3	430,279	26,846	403,433	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	2	53.0	408,825	4,466	404,359	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	13	48.3	406,936	16,004	390,932	
	大学卒	7	47.1	391,262	29,049	362,213	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	5	49.0	431,766	942	430,824	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	42	43.4	344,950	29,054	315,896	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	28	42.1	329,365	20,156	309,209	
	短大卒	4	49.5	329,579	2,902	326,677	
	高校卒	10	44.9	391,188	61,081	330,107	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	33	46.0	379,914	51,082	328,832	
大学卒	17	44.1	392,034	54,594	337,440		
短大卒	4	47.3	341,408	42,831	298,577		
高校卒	12	48.4	374,143	48,535	325,608		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	27	38.7	285,507	16,479	269,028	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長— 係員間)	
大学卒	19	36.0	296,856	18,617	278,239		
短大卒	5	41.9	247,881	8,383	239,498		
高校卒	3	49.8	270,743	15,098	255,645		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	50	40.7	346,655	58,047	288,608		
大学卒	34	38.6	353,473	60,826	292,647		
短大卒	5	42.7	323,739	51,195	272,544		
高校卒	11	46.3	334,473	52,131	282,342		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	185	37.8	272,661	30,067	242,594		
大学卒	90	35.9	281,304	32,801	248,503		
短大卒	46	43.1	263,807	23,591	240,216		
高校卒	49	36.0	265,165	31,319	233,846		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	168	35.1	296,966	41,227	255,739		
大学卒	99	34.2	299,930	41,245	258,685		
短大卒	27	40.7	298,890	36,334	262,556		
高校卒	40	33.4	286,266	44,735	241,531		
中学卒	2	40.4	322,646	41,649	280,997		

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—		
	守衛	—	—	—	—		
	用務員	4	58.1	243,513	1,260		242,253
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	10	59.0	725,445	0	725,445	
	大学教授	79	57.7	641,356	0	641,356	
	大学准教授	61	48.8	538,405	0	538,405	
	大学講師	28	43.7	483,721	0	483,721	
	大学助教	23	38.6	398,158	0	398,158	
	高等学校校長	2	58.1	597,707	0	597,707	
	高等学校教頭	5	54.9	551,701	0	551,701	
研究 関係 職種	高等学校教諭	77	45.5	487,626	5,070	482,556	
	研究所長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	25	50.3	689,168	231	688,937	
	研究室(係)長	9	47.9	509,614	7,719	501,895	
	主任研究員	61	48.1	606,904	20,541	586,363	
	研究員	86	41.1	421,330	45,579	375,751	
研究補助員	6	40.0	238,180	34,430	203,750		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級（行政職給料表）

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 100人未満
7 級	支 工 店 場 長 長 事 技 務 術 部 部 長 長 事 技 務 術 部 部 次 長 長		
6 級		支 工 店 場 長 長 事 技 務 術 部 部 長 長	
5 級		事 技 務 術 部 部 次 長 長	支 工 店 場 長 長 事 技 務 術 部 部 長 長
4 級	事 技 務 術 課 課 長 代 理 事 技 務 術 課 課 長 代 理	事 技 務 術 課 課 長 長	事 技 務 術 部 部 次 長 長
3 級	事 技 務 術 課 課 長 代 理 事 技 務 術 係 係 長 長	事 技 務 術 課 課 長 長 事 技 務 術 課 課 長 代 理	事 技 務 術 課 課 長 長 事 技 務 術 課 課 長 代 理
2 級	事 技 務 術 係 係 長 長	事 技 務 術 係 係 長 長	事 技 務 術 係 係 長 長
1 級	事 技 務 術 主 主 任 任 (一部2・3級に対応) 事 技 務 術 係 係 員 員	事 技 務 術 主 主 任 任 (一部2・3級に対応) 事 技 務 術 係 係 員 員	事 技 務 術 主 主 任 任 (一部2・3級に対応) 事 技 務 術 係 係 員 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第18表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	円 372,952	円 274,163
	上半期 (A2)	円 375,239	円 274,712
特別給の支給額	下半期 (B1)	円 788,998	円 488,487
	上半期 (B2)	円 860,678	円 524,643
特別給の支給割合	下半期 $\left( \frac{(B1)}{(A1)} \right)$	月分 2.12	月分 1.78
	上半期 $\left( \frac{(B2)}{(A2)} \right)$	月分 2.29	月分 1.91
	年間計	4.41月分	3.69月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	% 49.9	% 50.1	% 50.4	% 49.6	% 57.0	% 43.0
	500人以上	44.7	55.3	45.4	54.6	56.3	43.7
	100人以上 500人未満	52.7	47.3	53.0	47.0	57.6	42.4
	100人未満	57.6	42.4	57.5	42.5	57.4	42.6

第20表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		76.4%
	配偶者に家族手当を支給する	66.1%
家族手当制度がない		23.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,088円
	配偶者と子1人	16,314円
	配偶者と子2人	22,246円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした割合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は86.6%である。  
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
59.1 %	(27.2) %	(72.8) %	40.9 %

(注) ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
13.1 %	86.9 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.6 %	79.5 %	20.2 %	0.4 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		55.0 %	28.4 %	45.0 %
非 管 理 職		58.2	31.9	41.8

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
64.0 %	72.8 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。





### 3 生計費及び労働経済関係資料



## 令和4年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…………… 食料

住居関係費…………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…………… 被服及び履物

雑費 I…………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II…………… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定方法

2人～5人世帯については、家計調査における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

（単位：円）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,512	38,675	49,534	60,384	71,243
住居関係費	41,916	74,343	59,324	44,304	29,285
被服・履物費	5,853	4,037	6,318	8,598	10,879
雑費 I	15,696	25,806	37,105	48,404	59,694
雑費 II	9,973	18,432	21,908	25,378	28,854
合計	103,950	161,293	174,189	187,068	199,955

第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	賃金・労働時間															
	全国（全国調査）								広島県（地方調査）							
	① きまって支給する給与 （調査産業計）		② 所定内給与 （調査産業計）			③ 所定外給与 （調査産業計）			④ 総実労働時間数 （調査産業計）		⑤ 所定外労働時間数 （調査産業計）		⑥ きまって支給する給与 （調査産業計）		⑦ 所定内給与 （調査産業計）	
	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	一般労働者 前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（時間）	（時間）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）			
令和2年度	293.3	△ 1.0	271.5	0.1	△ 0.1	21.8	△ 12.9	140.0	10.6	282.3	△ 2.4	258.5	△ 1.3			
令和3年度	298.2	1.7	274.4	1.1	0.6	23.8	9.4	142.5	11.7	285.5	1.1	259.5	0.4			
令和3年4月	300.3	1.6	275.9	1.1	0.4	24.4	7.3	150.4	12.1	290.5	1.6	262.6	0.4			
5月	294.9	2.6	272.1	1.4	0.9	22.8	22.5	136.0	11.1	281.8	2.5	258.6	0.9			
6月	297.2	2.1	274.4	0.8	0.6	22.8	22.0	146.9	11.4	285.6	2.3	260.6	0.4			
7月	297.7	1.7	274.0	0.7	0.7	23.7	15.9	146.9	11.9	284.1	1.0	257.8	△ 0.7			
8月	295.0	1.3	271.9	0.7	0.7	23.1	9.1	135.8	10.9	284.0	1.7	258.3	0.6			
9月	296.3	1.2	273.6	0.7	0.4	22.7	7.5	141.4	11.3	285.1	0.9	259.8	0.3			
10月	298.6	0.8	275.1	0.5	0.4	23.4	4.3	144.8	11.7	286.6	0.5	260.5	0.5			
11月	298.0	1.3	273.9	1.0	0.6	24.1	4.9	145.8	12.1	287.4	1.5	260.5	1.4			
12月	298.6	1.2	273.7	0.7	0.5	24.8	7.4	144.5	12.3	288.9	1.8	261.6	1.6			
令和4年1月	298.9	2.0	274.7	1.8	0.8	24.2	5.2	136.9	11.8	285.3	0.5	260.7	0.4			
2月	299.5	2.3	275.2	1.9	0.9	24.4	6.3	136.6	11.9	282.2	△ 0.1	256.1	△ 0.3			
3月	304.0	2.2	278.9	1.9	1.0	25.0	5.7	144.5	12.6	284.2	△ 0.5	257.4	△ 0.5			
4月	307.9	2.5	281.9	2.2	1.8	26.0	6.7	149.0	12.9	289.2	△ 0.5	263.4	0.3			
5月	301.2	2.2	277.2	1.9	1.2	24.0	5.4	137.6	11.7	280.5	△ 0.5	257.3	0.0			
6月	304.0	2.3	280.0	2.1	1.5	24.0	5.2	149.6	12.1	285.5	△ 0.0	261.3	0.3			

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「一般職業紹介状況」

- (注) 1 ①、②、③、⑥、⑦、⑩及び⑬については令和2年平均=100とした指数を基礎としている。(⑫の令和2年度は平成27年基準)  
 2 ⑧の増減率は実数比較による。  
 3 ①～⑩、⑬は事業所規模30人以上の数値である。

				生計費				物価		雇用		
⑧ 所定外給与 (調査産業計)		⑨ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑩ 所定外労働時間数 (調査産業計)	⑪ 消費支出 (二人以上の世帯)				⑫ 消費者物価指数		⑬ 常用雇用指数 (調査産業計)	⑭ 完全失業率 (季節調整値)	⑮ 有効求人倍率 (季節調整値)
				全国		広島市		全国	広島市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)	(倍)
23.8	△ 13.2	144.2	11.5	276.2	△ 5.2	290.1	△ 2.5	△ 0.2	△ 0.1	0.0	2.9	1.10
25.9	9.1	146.5	12.9	280.9	1.7	282.8	△ 2.5	0.1	0.0	△ 0.4	2.8	1.16
27.9	13.7	156.7	13.9	301.0	12.4	278.1	4.9	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.3	2.8	1.09
23.2	24.4	139.9	12.2	281.1	11.5	254.2	△ 4.0	△ 0.8	△ 0.8	0.2	2.9	1.10
25.0	28.4	153.5	13.0	260.3	△ 4.9	258.2	△ 15.7	△ 0.5	△ 0.6	0.0	2.9	1.13
26.3	20.4	150.3	13.0	267.7	0.3	264.4	△ 8.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1	2.8	1.14
25.7	14.3	138.2	12.1	266.6	△ 3.5	272.9	△ 5.1	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	2.8	1.15
25.3	6.7	145.3	12.3	265.3	△ 1.7	293.7	6.2	0.2	0.3	△ 0.3	2.8	1.15
26.1	0.8	149.9	12.9	282.0	△ 0.5	289.3	0.2	0.1	△ 0.2	△ 0.3	2.7	1.16
26.9	3.0	150.7	13.8	277.0	△ 0.6	277.4	7.1	0.6	0.2	△ 0.5	2.8	1.17
27.3	3.4	149.4	14.1	317.2	0.7	353.0	△ 5.5	0.8	0.3	△ 0.4	2.7	1.17
24.7	1.9	137.8	12.6	287.8	7.5	279.9	10.4	0.5	0.2	△ 1.2	2.8	1.20
26.1	3.4	139.5	12.6	257.9	2.2	255.7	△ 8.4	0.9	0.8	△ 1.2	2.7	1.21
26.8	△ 0.1	146.2	12.8	307.3	△ 0.8	316.5	△ 6.8	1.2	1.2	△ 1.3	2.6	1.22
25.8	△ 7.8	148.1	12.7	304.5	1.2	292.0	5.0	2.5	2.2	△ 1.1	2.5	1.23
23.1	△ 0.3	135.2	11.5	287.7	2.4	315.9	24.3	2.5	2.9	△ 0.9	2.6	1.24
24.3	△ 2.9	151.4	12.5	276.9	6.4	272.3	5.5	2.4	2.7	△ 0.6	2.6	1.27

